
資料編

1 市民アンケート結果

(1) 調査の概要

① 調査の目的

福祉サービスの充実と、地域住民等による相互の助け合い、支え合い活動の促進による、福祉の向上に取り組む指針として、「あきる野市地域保健福祉計画」の策定の基礎資料として調査を実施するものです。

② 調査対象

あきる野市在住の20歳以上 1,000人を無作為抽出

③ 調査期間

平成26年6月6日から平成26年6月23日まで

④ 調査方法

郵送による配布・回収

⑤ 回収状況

配布数1,000通のうち、有効回収数394通。有効回収率は39.4%。

⑥ 調査結果の表示方法

・回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。

・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。

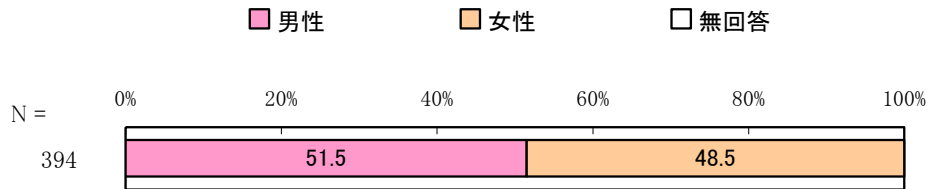
・クロス集計の場合、無回答を排除しているため、クロス集計の有効回答数の合計と単純集計(全体)の有効回答数が合致しないことがあります。なお、クロス集計とは、複数項目の組み合わせで分類した集計のことで、複数の質問項目を交差して並べ、表やグラフを作成することにより、その相互の関係を明らかにするための集計方法です。

(2) 調査結果

1. あなたご自身について

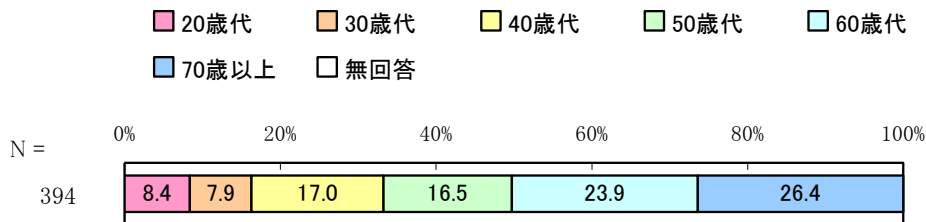
問1 あなたの性別は？（1つだけ○）

「男性」の割合が51.5%、「女性」の割合が48.5%となっています。



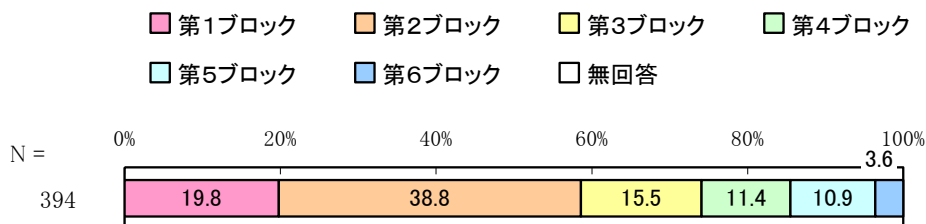
問2 あなたの年齢は？（1つだけ○）

「70歳以上」の割合が26.4%と最も高く、次いで「60歳代」の割合が23.9%、「40歳代」の割合が17.0%となっています。



問3 あなたのお住まいの地域は？（1つだけ○）

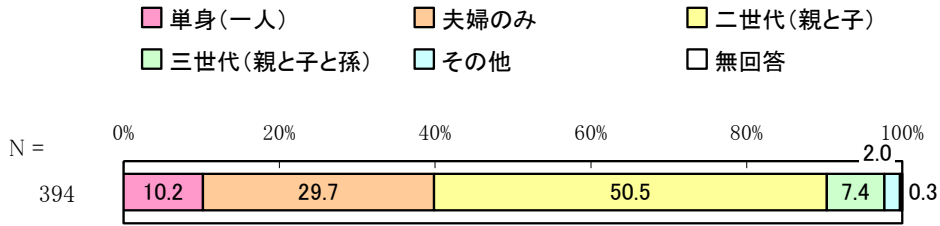
「第2ブロック」の割合が38.8%と最も高く、次いで「第1ブロック」の割合が19.8%、「第3ブロック」の割合が15.5%となっています。



第1ブロック	(草花、菅生、瀬戸岡、原小宮、原小宮一～二丁目)
第2ブロック	(雨間、野辺、小川、小川東一～三丁目、二宮、二宮東一～三丁目、平沢、平沢東一丁目、平沢西一丁目、切欠、秋川一～六丁目、秋留一～五丁目)
第3ブロック	(引田、淵上、上代継、下代継、牛沼、油平)
第4ブロック	(山田、上ノ台、網代、伊奈、横沢、三内)
第5ブロック	(五日市、小中野、留原、高尾、館谷、入野)
第6ブロック	(小和田、深沢、戸倉、乙津、養沢)

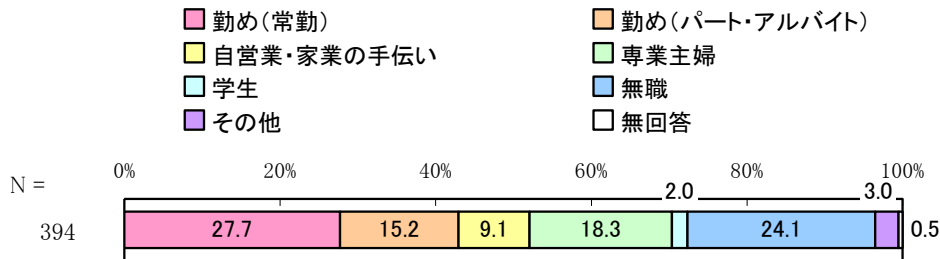
問4 あなたのご家族の構成は？（1つだけ○）

「二世代（親と子）」の割合が50.5%と最も高く、次いで「夫婦のみ」の割合が29.7%、「単身（一人）」の割合が10.2%となっています。



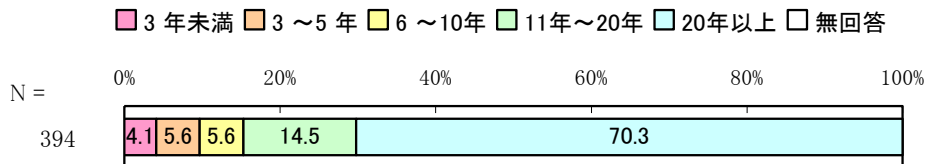
問5 あなたのお仕事は？（1つだけ○）

「勤め（常勤）」の割合が27.7%と最も高く、次いで「無職」の割合が24.1%、「専業主婦」の割合が18.3%となっています。



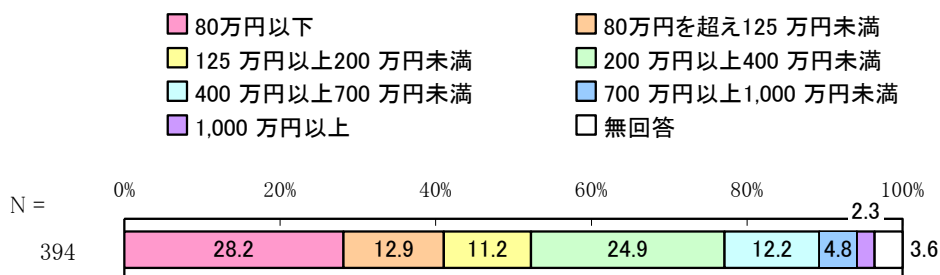
問6 あなたご自身は、あきる野市に住んで何年になりますか？（1つだけ○）

「20年以上」の割合が70.3%と最も高く、次いで「11年～20年」の割合が14.5%となっています。



問7 あなたご自身の所得はおいくらですか？（1つだけ○）

「80万円以下」の割合が28.2%と最も高く、次いで「200万円以上400万円未満」の割合が24.9%、「80万円を超え125万円未満」の割合が12.9%となっています。

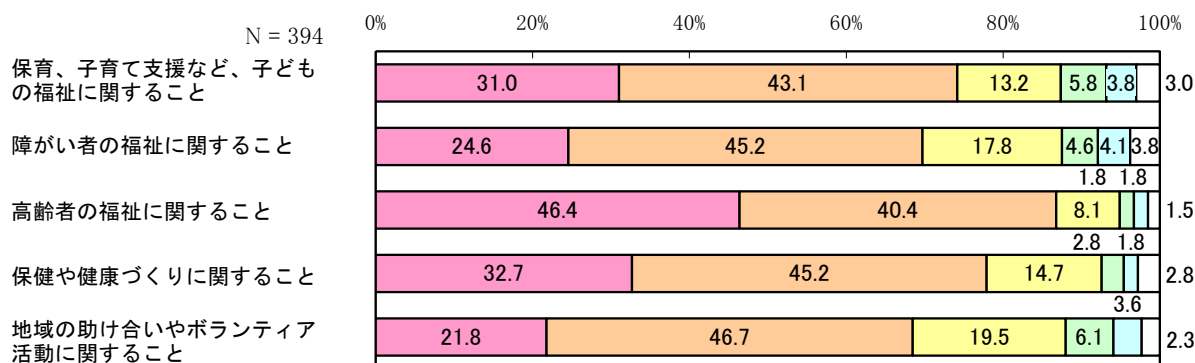


2. 福祉全般について

問8 次の(ア)～(オ)の各分野について、あなたはどのくらい関心がありますか？
((ア)～(オ)それぞれに1つずつ○)

高齢者の福祉に関する事で「非常に関心がある」と「少しは関心がある」をあわせた“関心がある”の割合が高く、8割以上となっています。

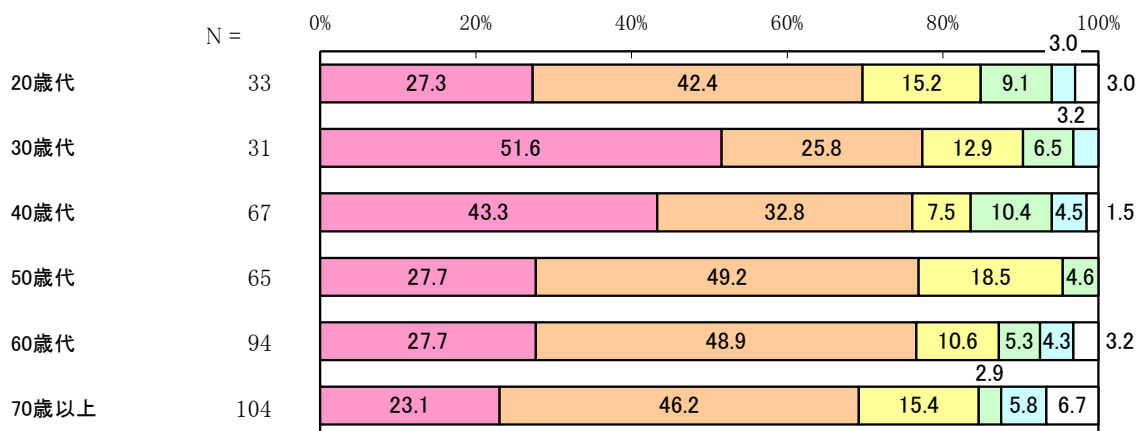
■ 非常に関心がある
 ■ 少しは関心がある
 ■ あまり関心がない
■ 関心がない
 ■ わからない
 ■ 無回答



(ア) 保育、子育て支援など、子どもの福祉に関する事

【年齢別】

年齢別でみると、他の年齢に比べ20歳代、70歳以上で“関心がある”の割合が低くなっています。

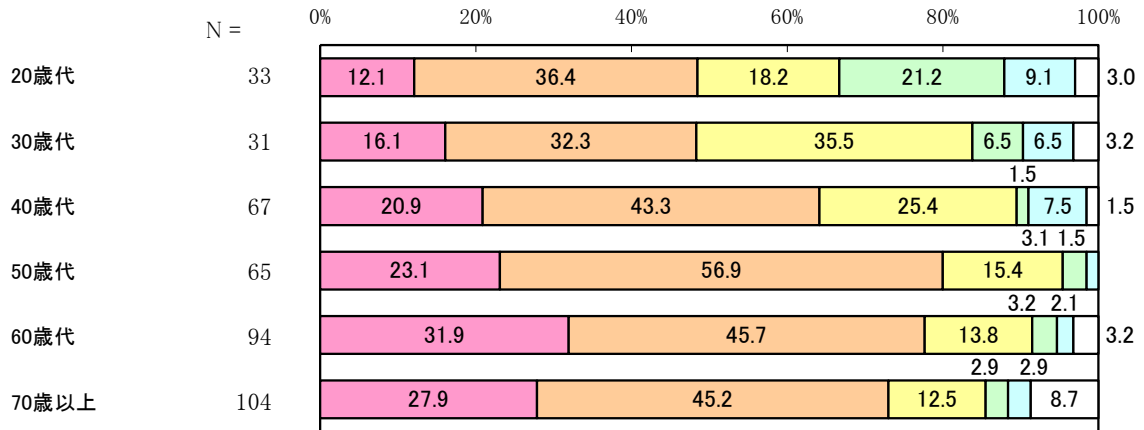


(イ) 障がい者の福祉に関すること

【年齢別】

年齢別でみると、他の年齢に比べ50歳以上で“関心がある”の割合が高くなっています。

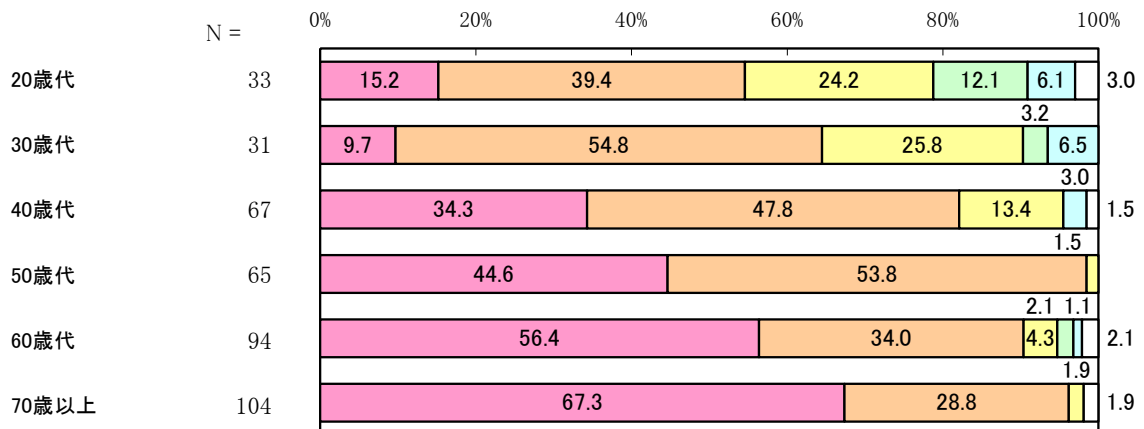
■ 非常に関心がある ■ 少しは関心がある ■ あまり関心がない
■ 関心がない ■ わからない ■ 無回答



(ウ) 高齢者の福祉に関すること

【年齢別】

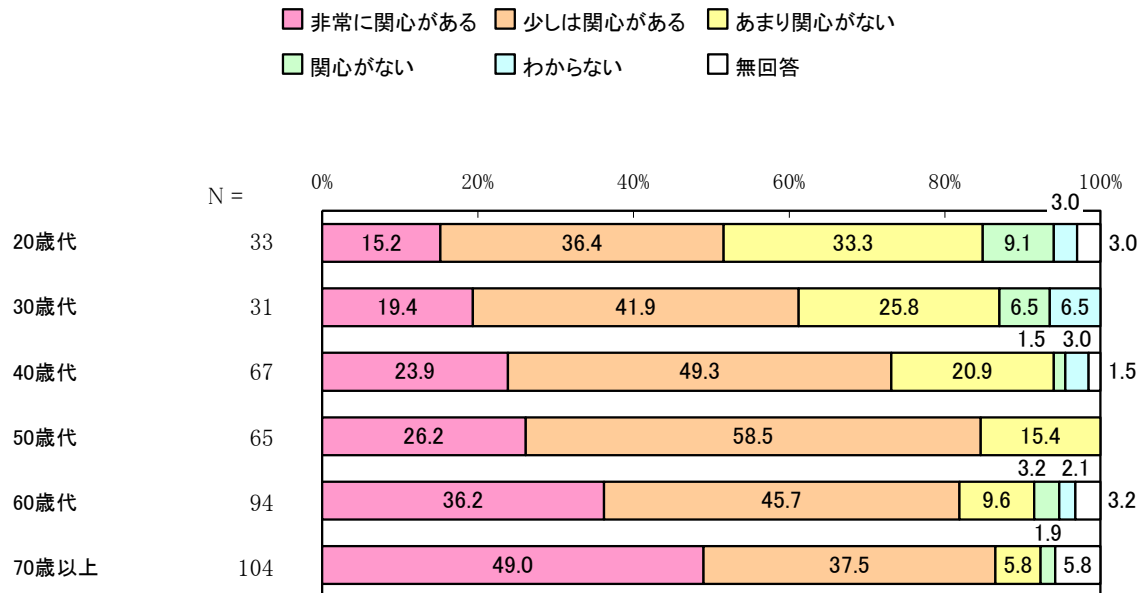
年齢別でみると、年齢が高くなるにつれ“関心がある”の割合が高くなる傾向がみられます。



(エ) 保健や健康づくりに関すること

【年齢別】

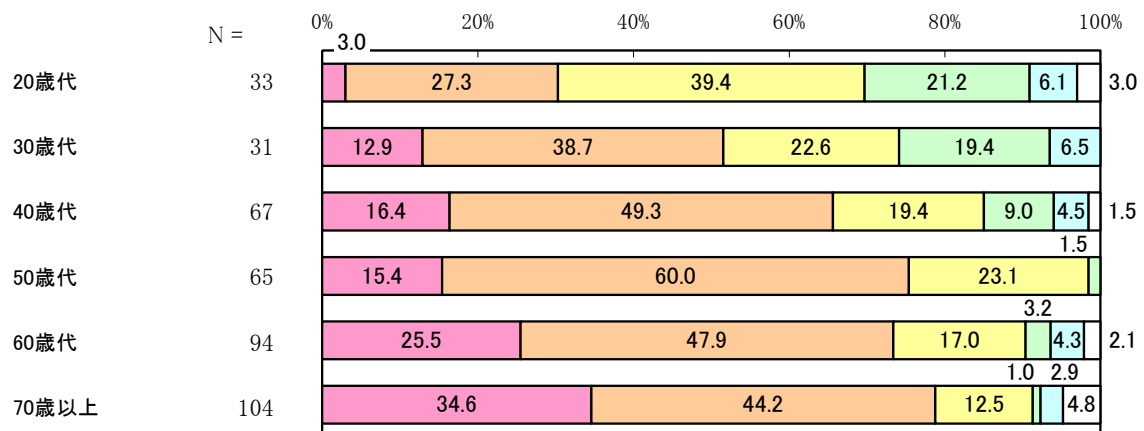
年齢別で見ると、年齢が高くなるにつれ“関心がある”の割合が高くなる傾向がみられます。



(オ) 地域の助け合いやボランティア活動に関すること

【年齢別】

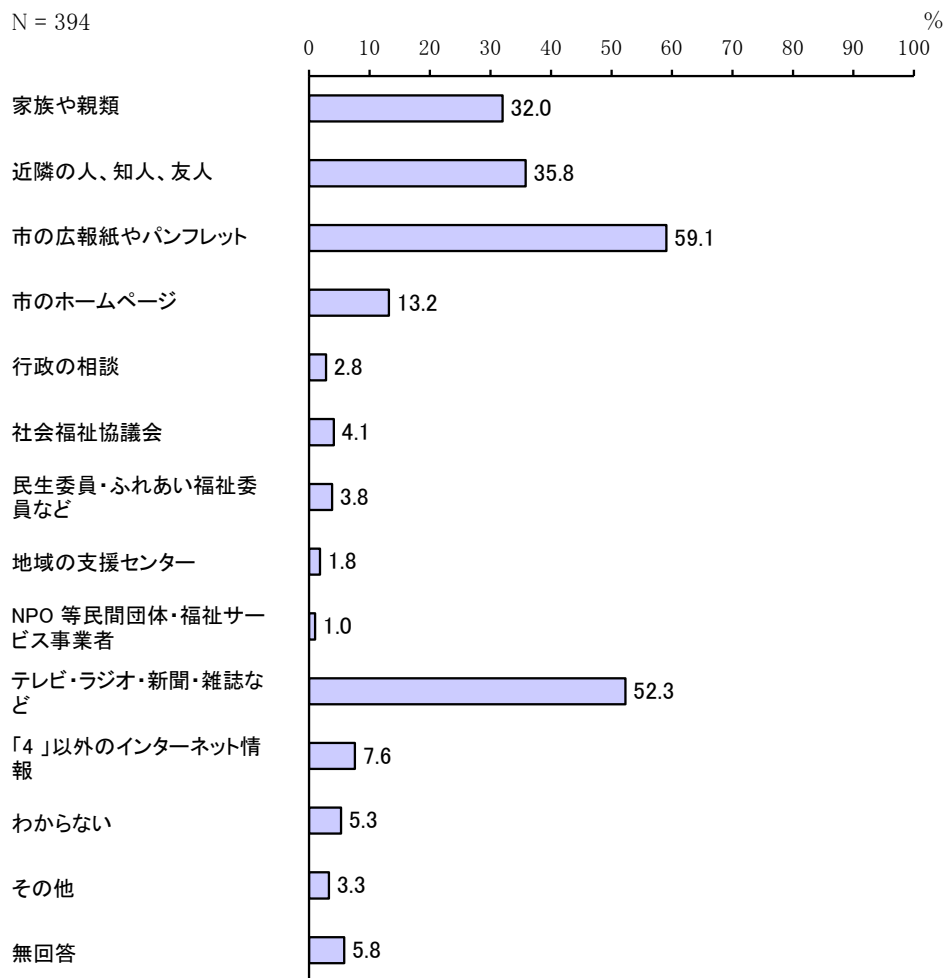
年齢別で見ると、年齢が高くなるにつれ“関心がある”の割合が高くなる傾向がみられます。



問9 あなたは、次の各分野に関する情報や知識をどこから得ていますか？（(ア)～(オ) それぞれに3つずつ右下の選択肢から番号を選んでご記入ください）項目右記から3つまで選んでください

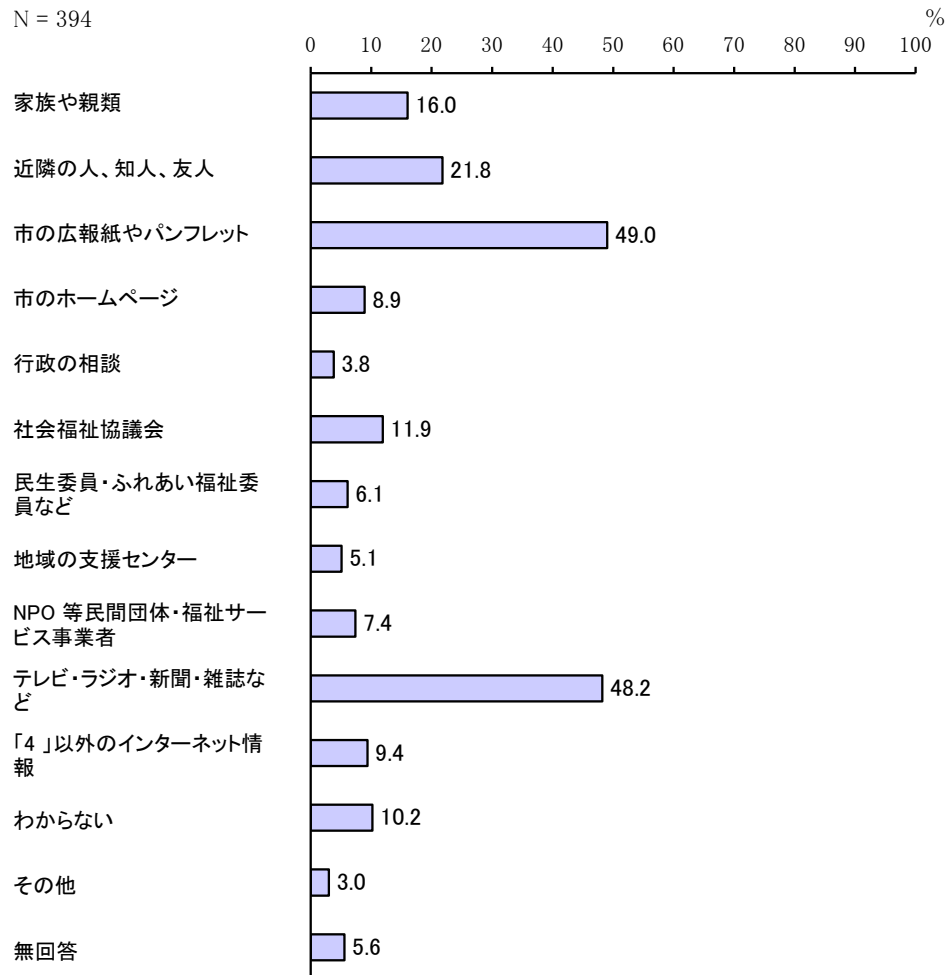
(ア) 保育、子育て支援など、子どもの福祉に関すること

「市の広報紙やパンフレット」の割合が59.1%と最も高く、次いで「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌など」の割合が52.3%、「近隣の人、知人、友人」の割合が35.8%となっています。



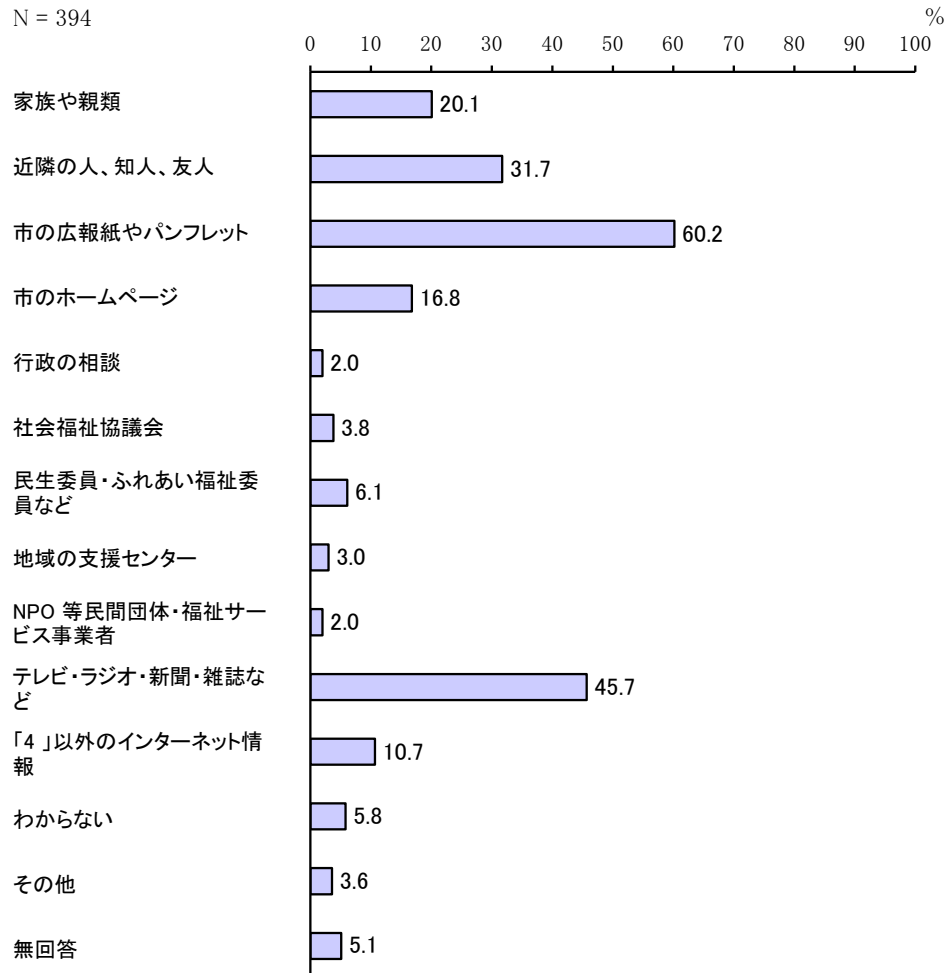
(イ) 障がい者の福祉に関すること

「市の広報紙やパンフレット」の割合が 49.0%と最も高く、次いで「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌など」の割合が 48.2%、「近隣の人、知人、友人」の割合が 21.8%となっています。



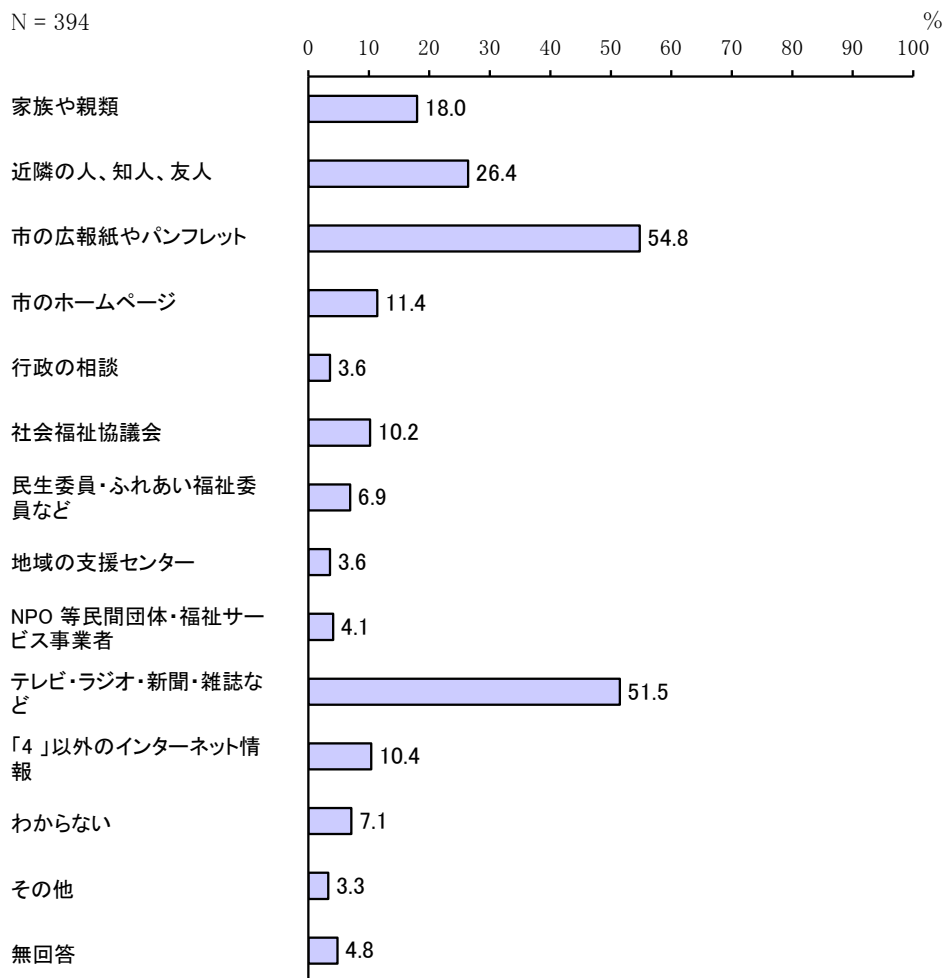
(ウ) 保健や健康づくりに関すること

「市の広報紙やパンフレット」の割合が 60.2%と最も高く、次いで「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌など」の割合が 45.7%、「近隣の人、知人、友人」の割合が 31.7%となっています。



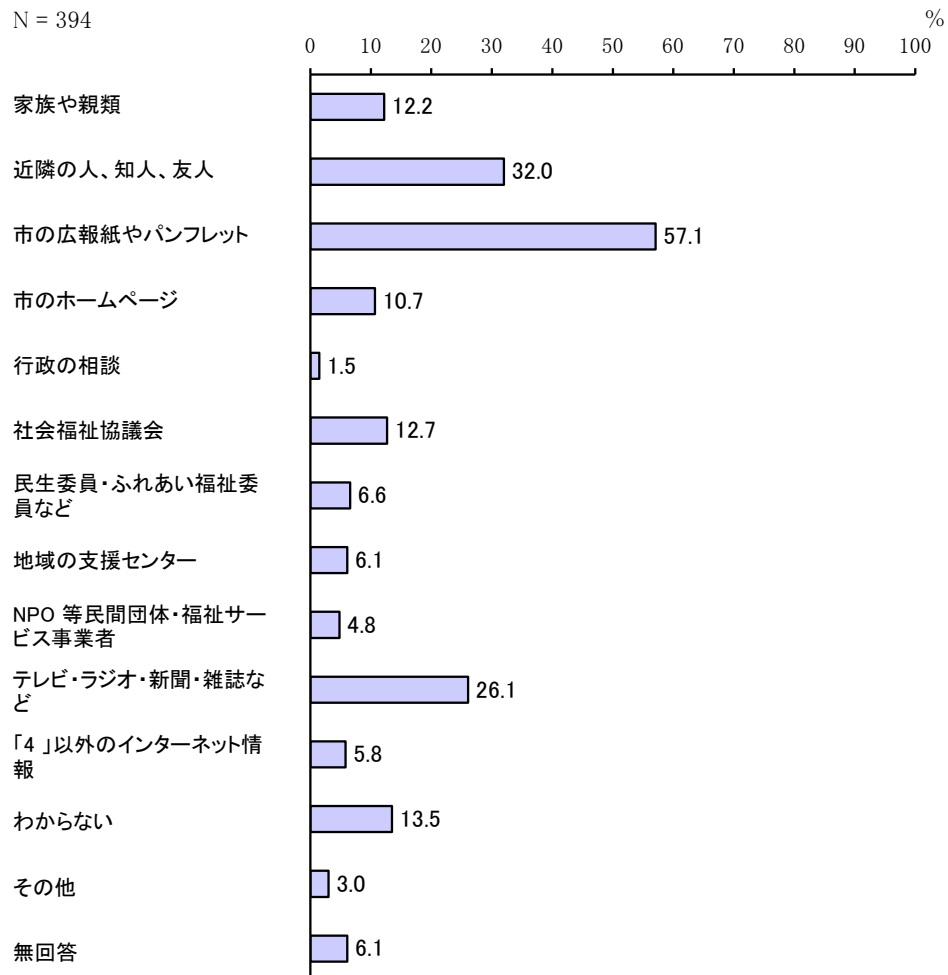
(エ) 高齢者の福祉に関すること

「市の広報紙やパンフレット」の割合が 54.8%と最も高く、次いで「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌など」の割合が 51.5%、「近隣の人、知人、友人」の割合が 26.4%となっています。



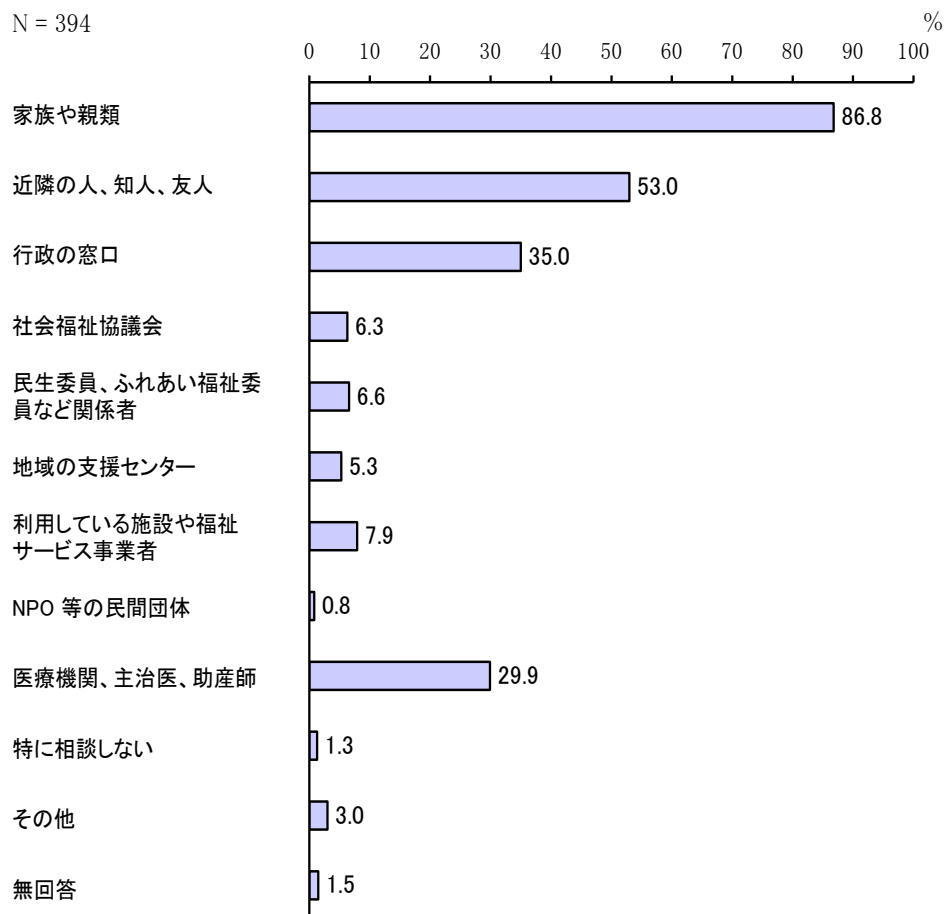
(オ) 地域の助け合いやボランティア活動に関すること

「市の広報紙やパンフレット」の割合が 57.1%と最も高く、次いで「近隣の人、知人、友人」の割合が 32.0%、「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌など」の割合が 26.1%となっています。



問10 あなたは、困ったことがあったら、どこ（誰）に相談しますか？
（〇はいくつでも）

「家族や親類」の割合が 86.8%と最も高く、次いで「近隣の人、知人、友人」の割合が 53.0%、「行政の窓口」の割合が 35.0%となっています。

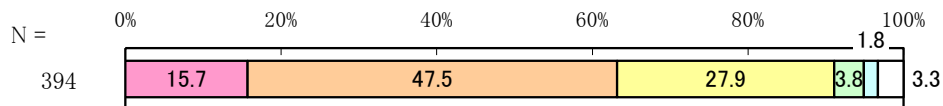


3. 地域での近所付き合いや助け合いについて

問11 あなたは隣近所の方と、どのようにお付き合いされていますか？(1つだけ○)

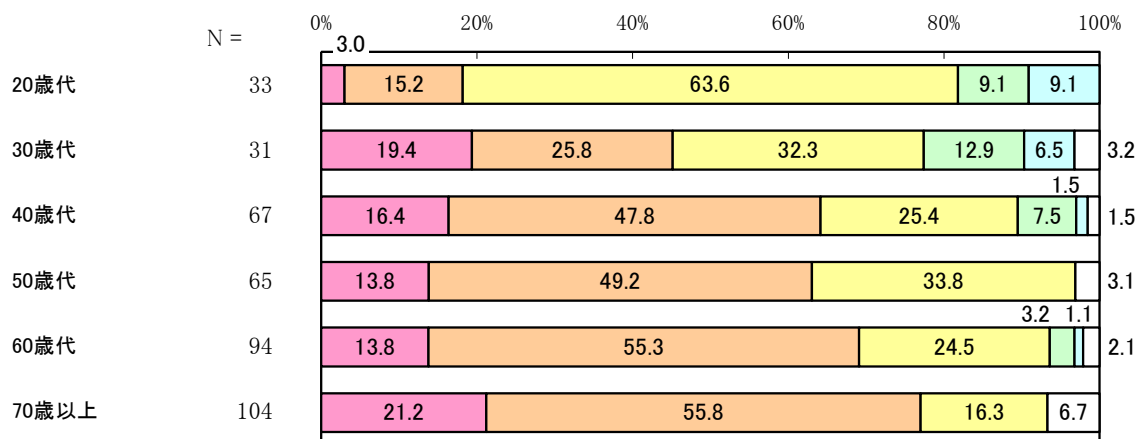
「さしさわりのないことなら、話せる相手がいる」の割合が47.5%と最も高く、次いで「道で会えば、あいさつする程度の人ならいる」の割合が27.9%、「個人的なことを相談し合える人がある」の割合が15.7%となっています。

- 個人的なことを相談し合える人がある
- さしさわりのないことなら、話せる相手がいる
- 道で会えば、あいさつする程度の人ならいる
- ほとんど近所付き合いをしない
- ほとんど顔も知らない
- 無回答



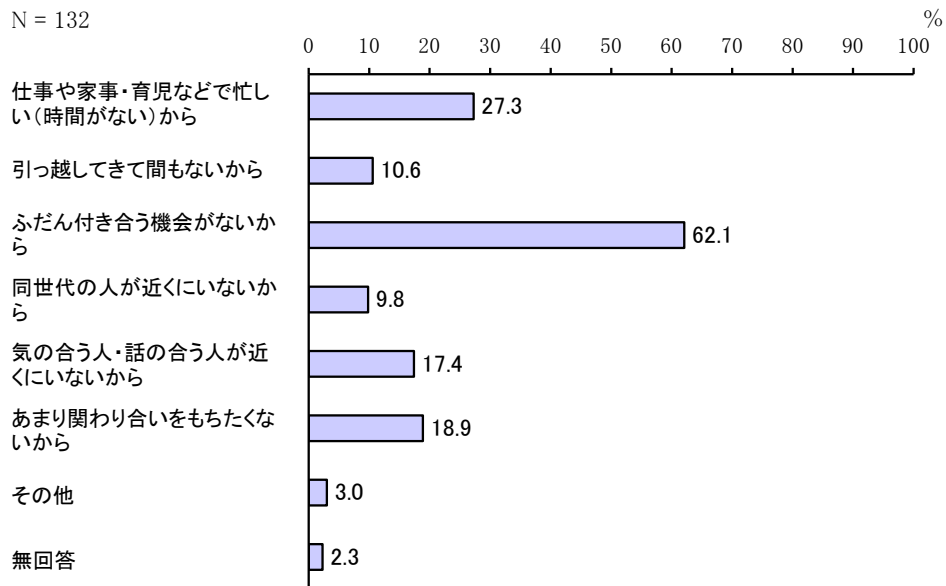
【年齢別】

年齢別でみると、年齢が高くなるにつれ「さしさわりのないことなら、話せる相手がいる」の割合が高くなっています。



問 11-1 主な理由は？（○は2つまで）

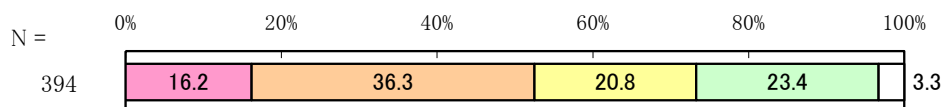
「ふだん付き合う機会がないから」の割合が62.1%と最も高く、次いで「仕事や家事・育児などで忙しい（時間がない）から」の割合が27.3%、「あまり関わり合いをもちたくないから」の割合が18.9%となっています。



問 12 あなたは、お住まいの地域の行事や活動にどの程度参加されていますか？（1つだけ○）

「よく参加している」と「ときどき参加している」をあわせた“参加している”の割合が52.5%、「あまり参加していない」と「まったく参加していない」をあわせた“参加していない”の割合が44.2%となっています。

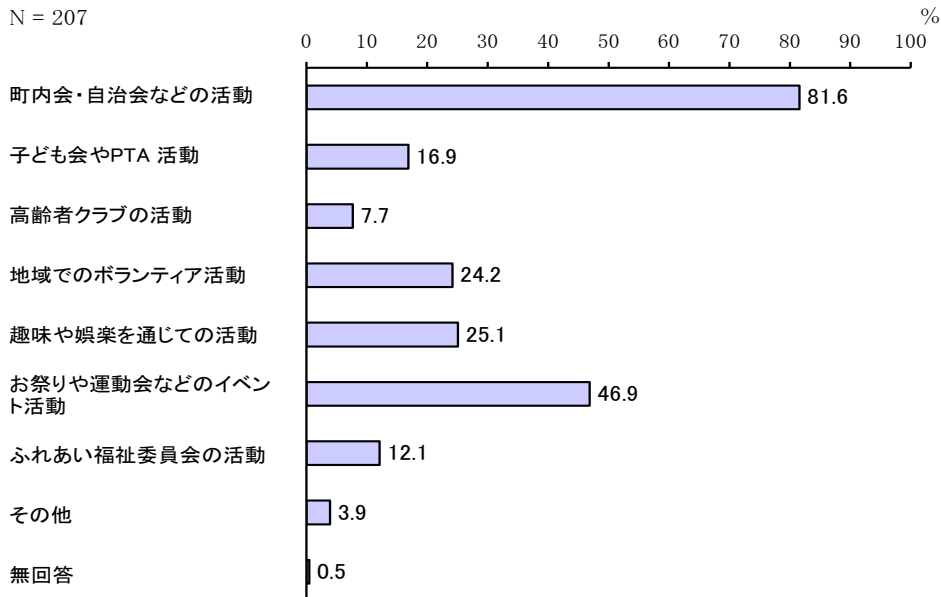
- よく参加している ■ ときどき参加している ■ あまり参加していない
- まったく参加していない □ 無回答



問 12-1 どのような行事や活動に参加されていますか？（○はいくつでも）

「町内会・自治会などの活動」の割合が 81.6%と最も高く、次いで「お祭りや運動会などのイベント活動」の割合が 46.9%、「趣味や娯楽を通じた活動」の割合が 25.1%となっています。

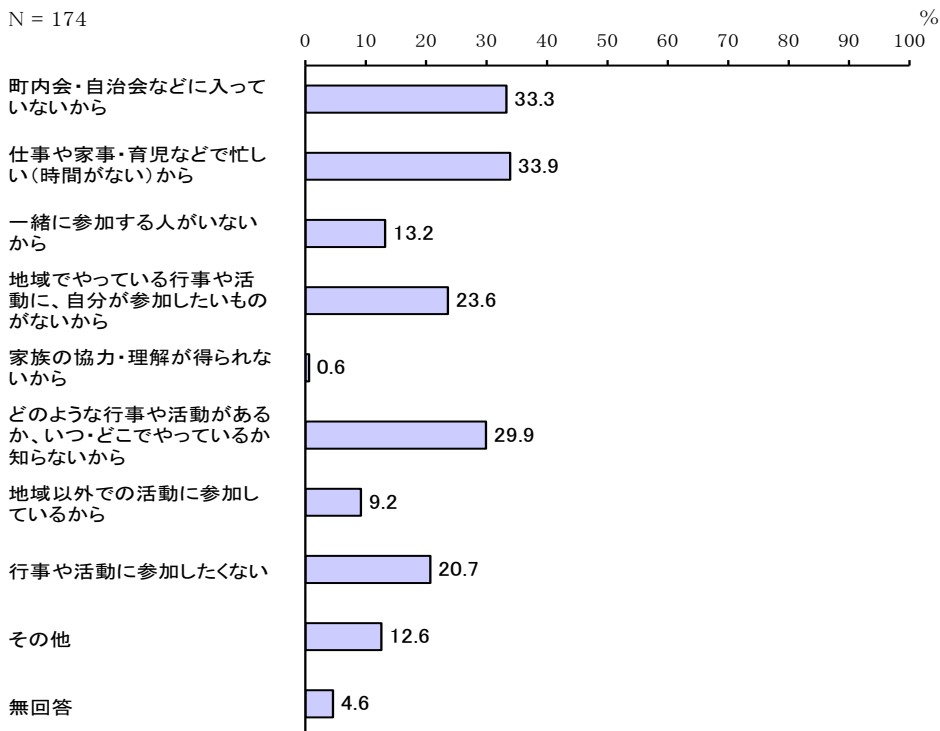
N = 207



問 12-2 参加されていない理由は？（○は3つまで）

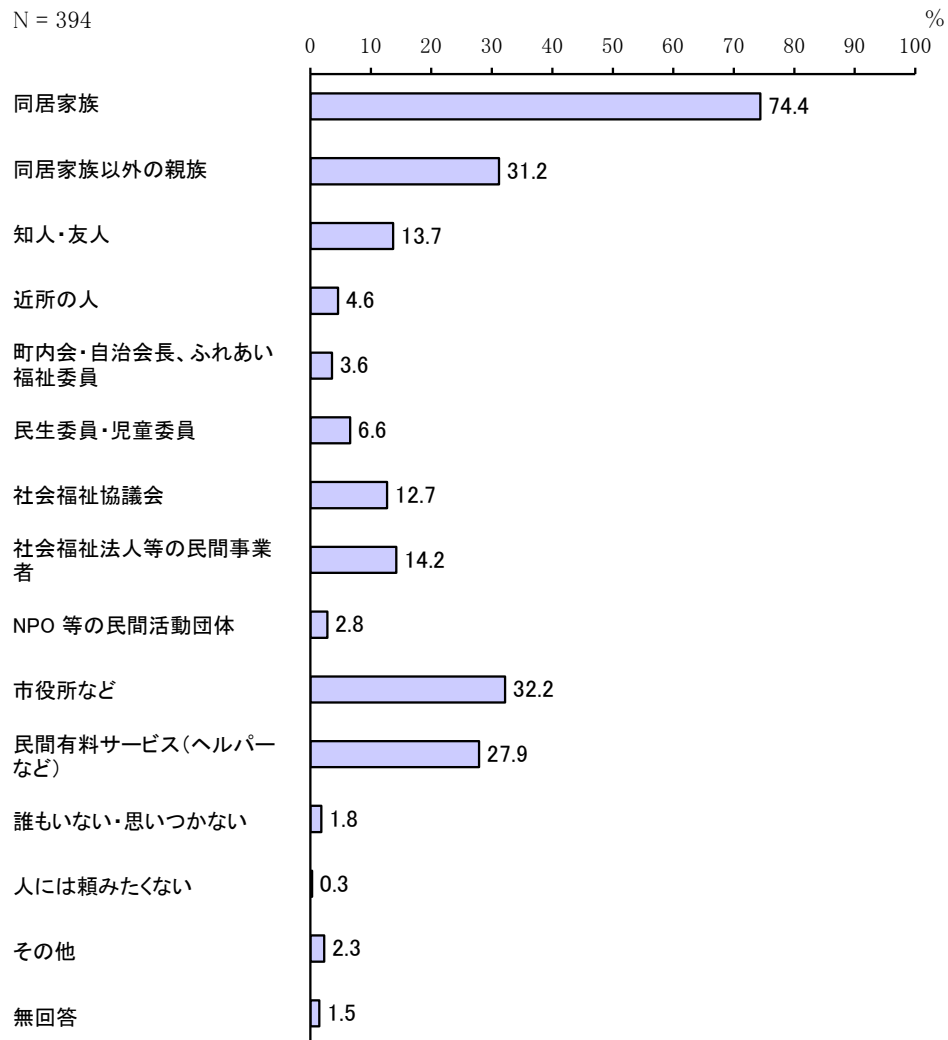
「仕事や家事・育児などで忙しい（時間がない）から」の割合が 33.9%と最も高く、次いで「町内会・自治会などに入っていないから」の割合が 33.3%、「どのような行事や活動があるか、いつ・どこでやっているか知らないから」の割合が 29.9%となっています。

N = 174



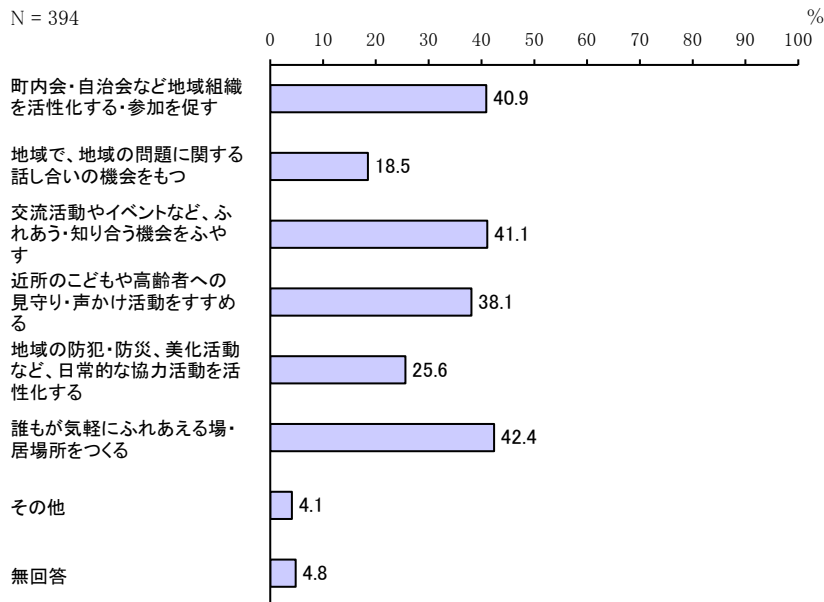
問13 あなたが、もし、高齢や病気などで日常生活が不自由になり、相談や支援を必要とするとき、誰に支援を頼みたいですか？（〇は3つまで）

「同居家族」の割合が74.4%と最も高く、次いで「市役所など」の割合が32.2%、「同居家族以外の親族」の割合が31.2%となっています。



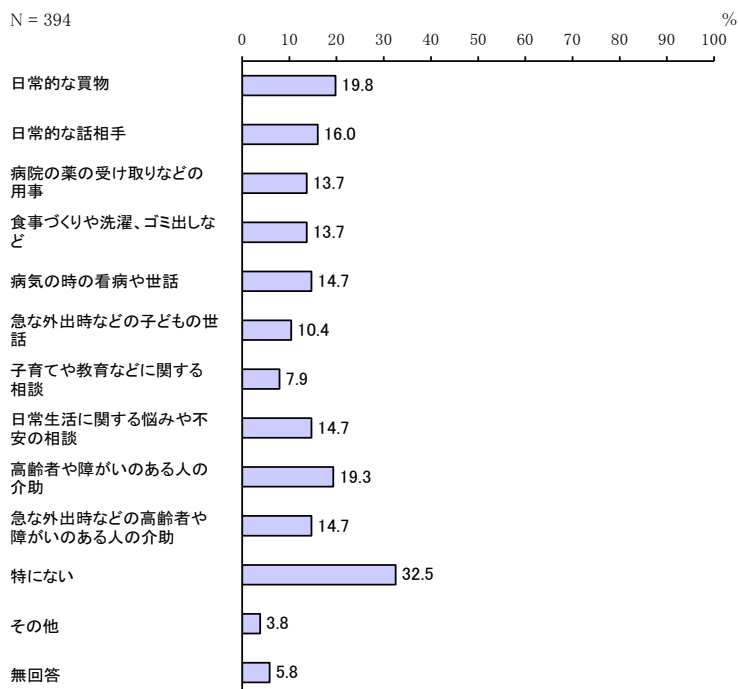
問 14 あなたは、地域の人々のお互いの支えあいを進めるために大切なことは、どのようなことだと思いますか？（〇は3つまで）

「誰もが気軽にふれあえる場・居場所をつくる」の割合が 42.4%と最も高く、次いで「交流活動やイベントなど、ふれあう・知り合う機会をふやす」の割合が 41.1%、「町内会・自治会など地域組織を活性化する・参加を促す」の割合が 40.9%となっています。



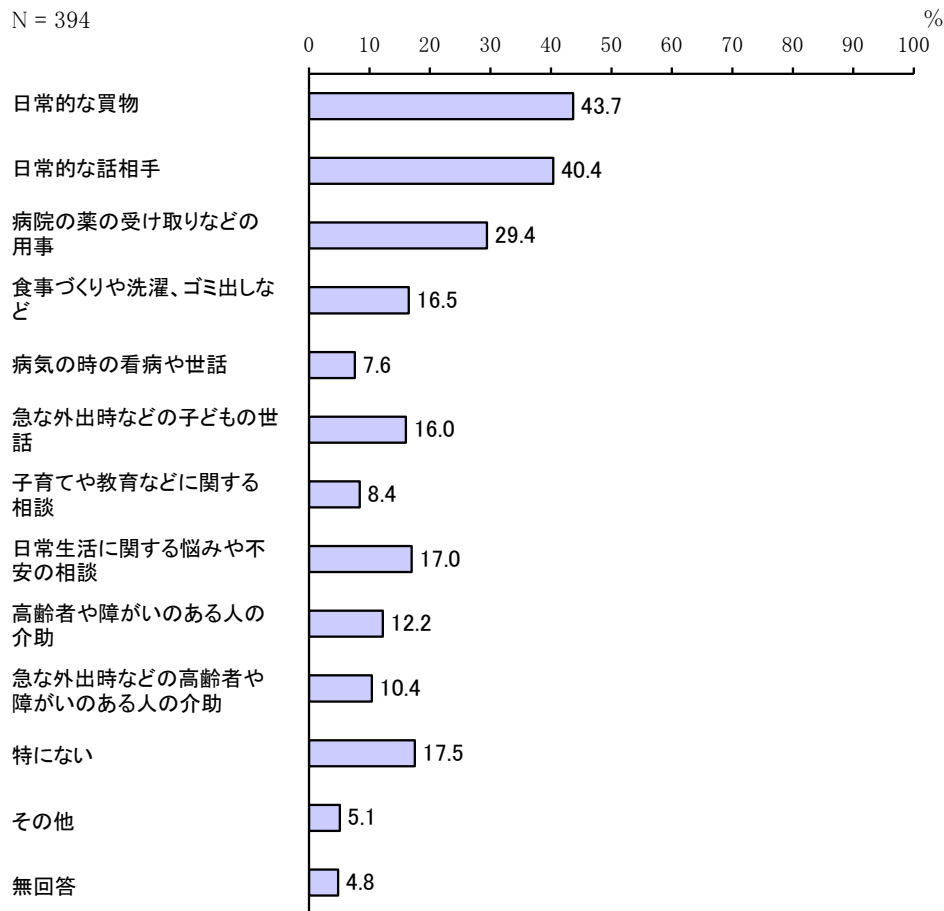
問 15 あなたやご家族が、日常生活で困ったときに、地域の人に手助けしてもらった（もらいたい）ことは何ですか？（〇はいくつでも）

「特にない」の割合が 32.5%と最も高く、次いで「日常的な買物」の割合が 19.8%、「高齢者や障がいのある人の介助」の割合が 19.3%となっています。



問 16 あなたやご家族が、日常生活で困ったときに、地域の人に手助けできることは何ですか？（○はいくつでも）

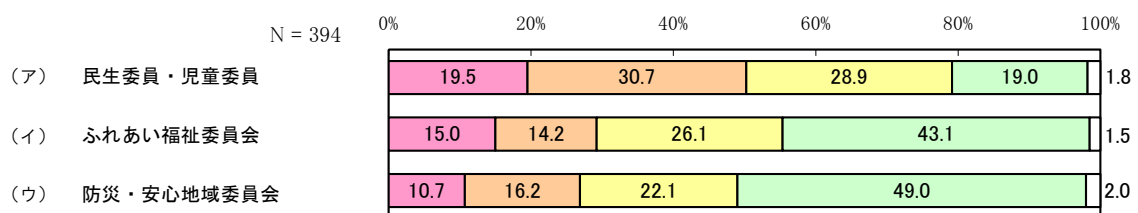
「日常的な買物」の割合が 43.7%と最も高く、次いで「日常的話相手」の割合が 40.4%、「病院の薬の受け取りなどの用事」の割合が 29.4%となっています。



問 17 あなたは、次の（ア）～（ウ）を知っていますか？（（ア）～（ウ）それぞれ1つずつ○）

防災・安心地域委員会で「知らない」の割合が高く、約5割となっています。

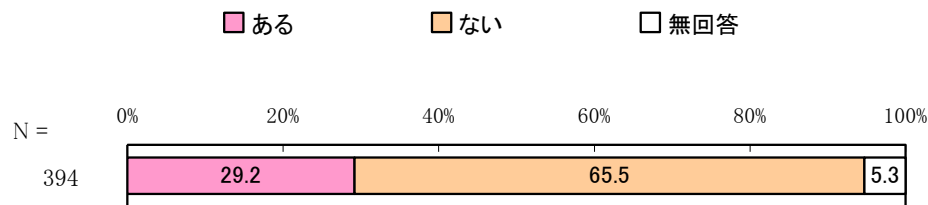
- 名前も、活動内容も知っている
- 活動も少しは知っている
- 名前だけは知っている
- 知らない
- 無回答



4. 地域でのボランティア活動について

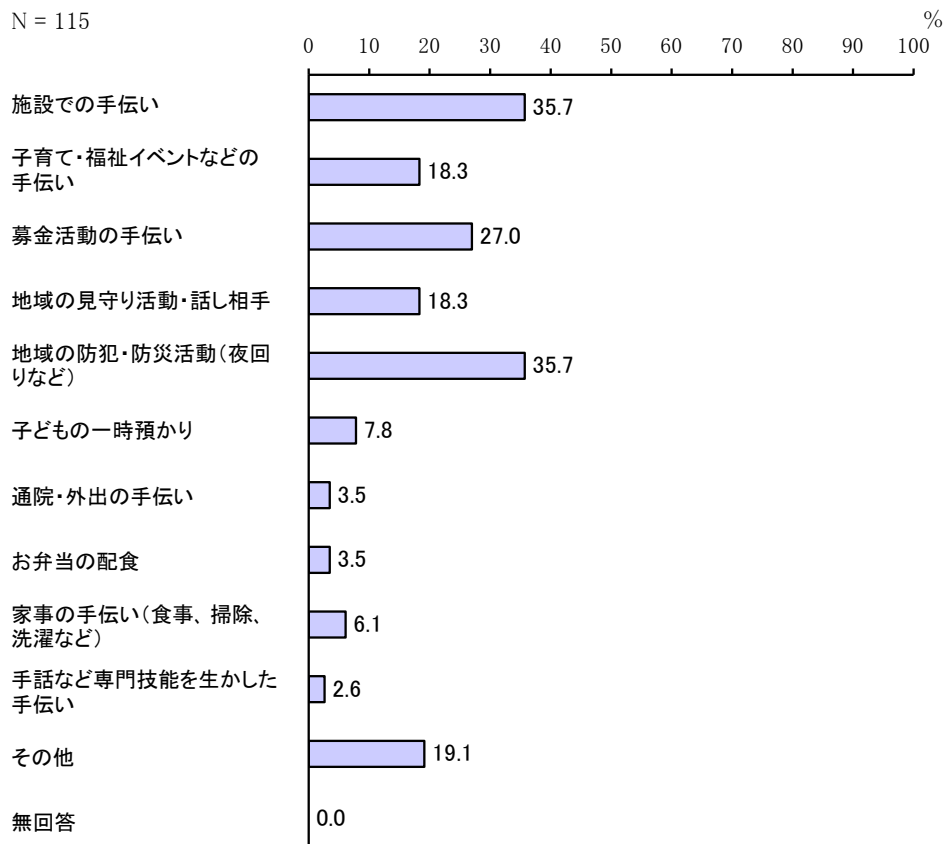
問 18 あなたは、これまで、ボランティア活動に参加されたことがありますか？（1つだけ○）

「ある」の割合が 29.2%、「ない」の割合が 65.5%となっています。



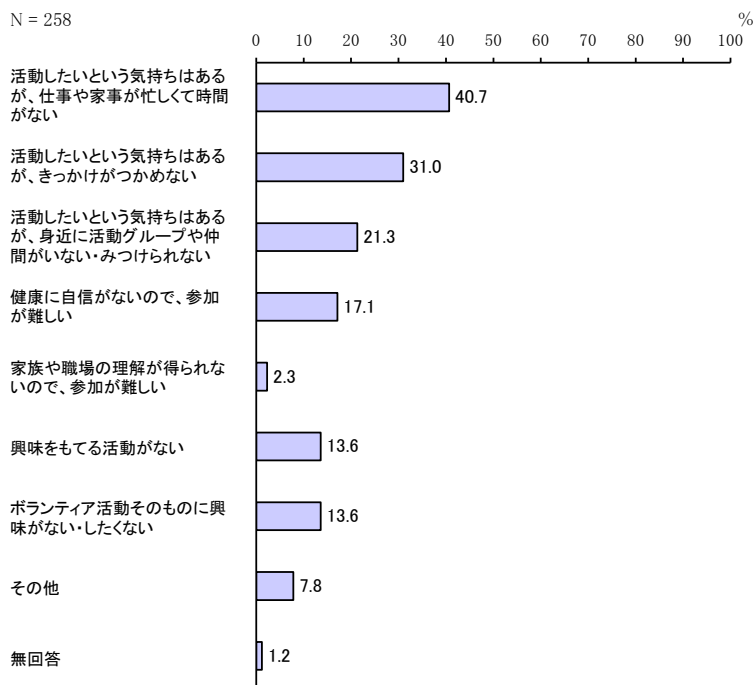
問 18-1 参加したことがあるのはどんな活動ですか？（○はいくつでも）

「施設での手伝い」、「地域の防犯・防災活動（夜回りなど）」の割合が 35.7%と最も高く、次いで、「募金活動の手伝い」の割合が 27.0%となっています。



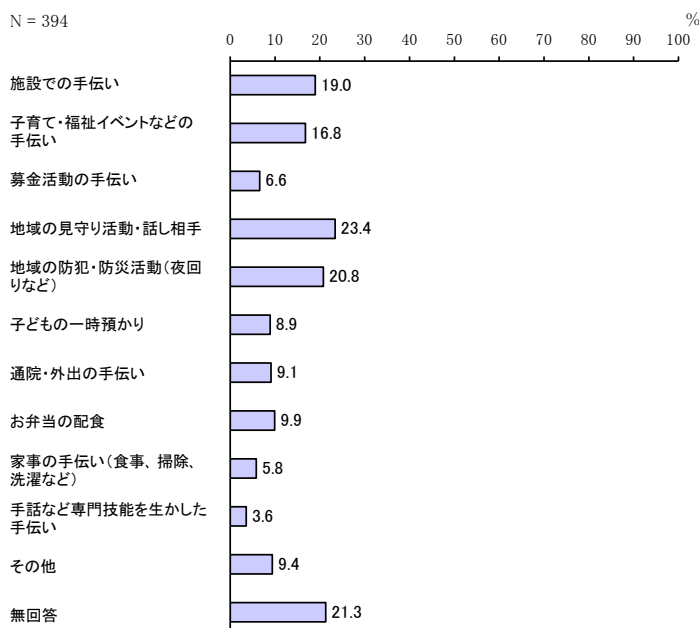
問 18-2 ボランティア活動に参加したことがない理由は？（〇はいくつでも）

「活動したいという気持ちはあるが、仕事や家事が忙しくて時間がない」の割合が40.7%と最も高く、次いで「活動したいという気持ちはあるが、きっかけがつかめない」の割合が31.0%、「活動したいという気持ちはあるが、身近に活動グループや仲間がいない・みつけれない」の割合が21.3%となっています。



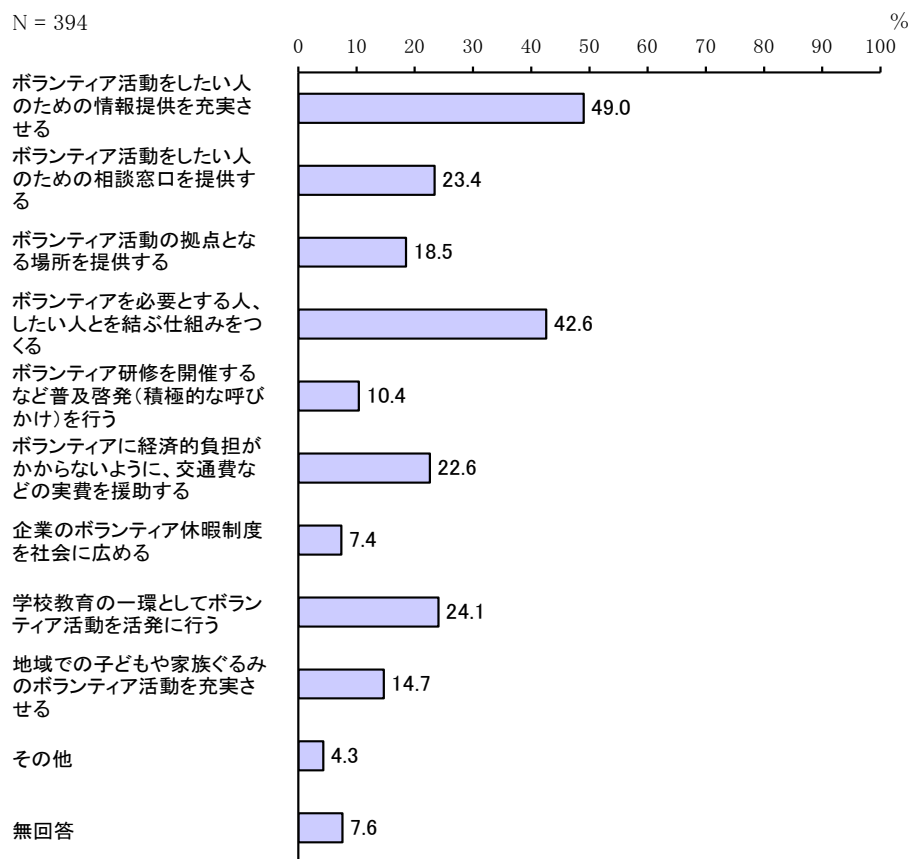
問 19 参加してみたい活動はどんな活動ですか？（〇はいくつでも）

「地域の見守り活動・話し相手」の割合が23.4%と最も高く、次いで「地域の防犯・防災活動（夜回りなど）」の割合が20.8%、「施設での手伝い」の割合が19.0%となっています。



問 20 今後、ボランティア活動の輪を広げていくために、特にどのようなことが必要だと思いますか？（〇は3つまで）

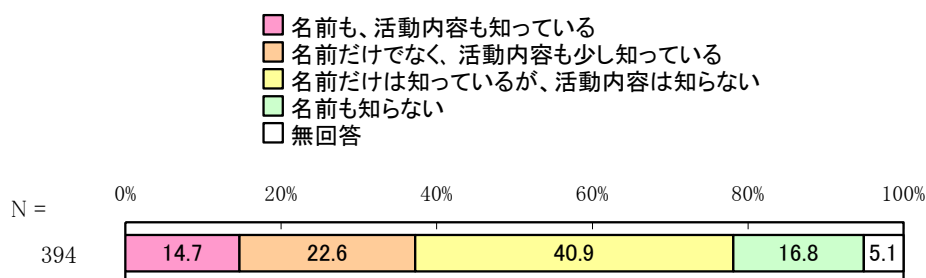
「ボランティア活動をしたい人のための情報提供を充実させる」の割合が 49.0%と最も高く、次いで「ボランティアを必要とする人、したい人とを結ぶ仕組みをつくる」の割合が 42.6%、「学校教育の一環としてボランティア活動を活発に行う」の割合が 24.1%となっています。



5. あきる野市社会福祉協議会について

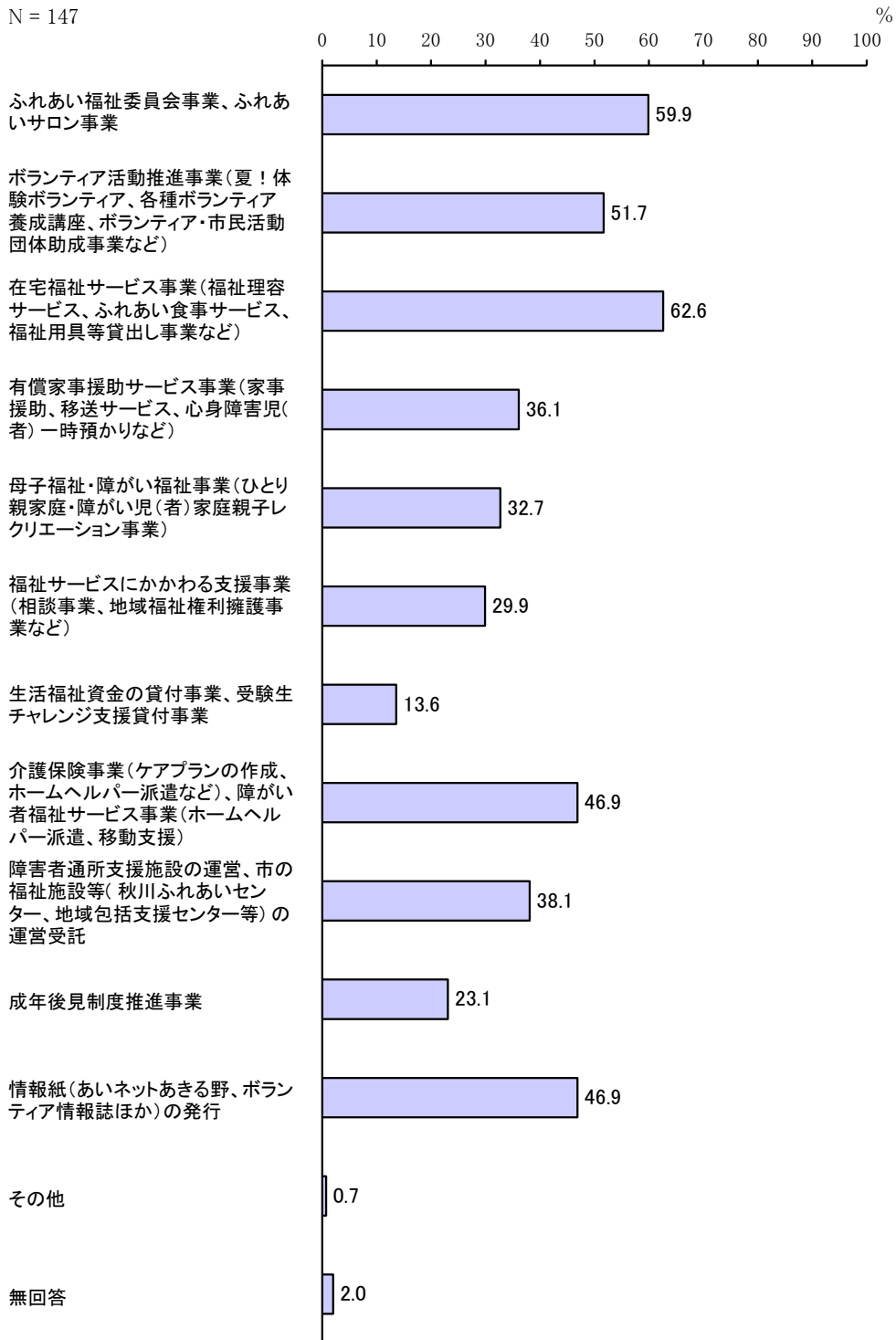
問 21 あなたは、あきる野市社会福祉協議会について、ご存知ですか。（1つだけ〇）

「名前も、活動内容も知っている」と「名前だけでなく、活動内容も少し知っている」をあわせた「活動内容を知っている」の割合が 37.3%、「名前だけは知っているが、活動内容は知らない」と「名前も知らない」をあわせた「活動内容を知らない」の割合が 57.7%となっています。



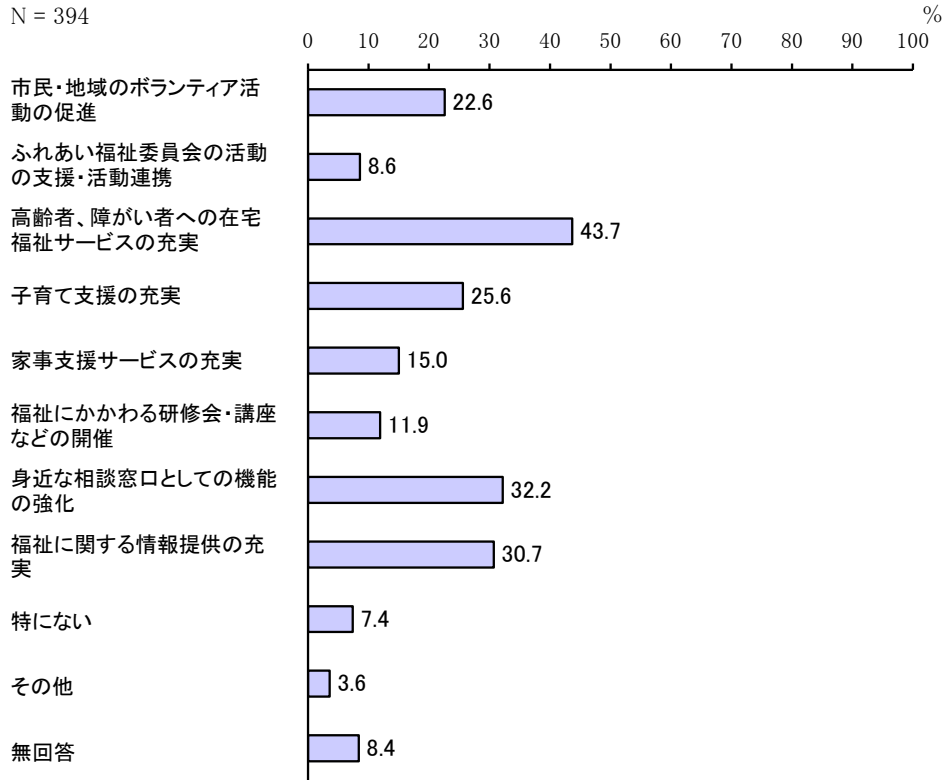
問 21-1 あきる野市社会福祉協議会では、以下のような活動を行っていますが、あなたは、これらの活動をご存知でしたか？（○はい/×いいえ）

「在宅福祉サービス事業（福祉理容サービス、ふれあい食事サービス、福祉用具等貸出し事業など）」の割合が 62.6%と最も高く、次いで「ふれあい福祉委員会事業、ふれあいサロン事業」の割合が 59.9%、「ボランティア活動推進事業（夏！体験ボランティア、各種ボランティア養成講座、ボランティア・市民活動団体助成事業など）」の割合が 51.7%となっています。



問22 あなたは、あきる野市社会福祉協議会に、今後どのような活動を期待しますか？
 (〇は3つまで)

「高齢者、障がい者への在宅福祉サービスの充実」の割合が43.7%と最も高く、
 次いで「身近な相談窓口としての機能の強化」の割合が32.2%、「福祉に関する情報
 提供の充実」の割合が30.7%となっています。

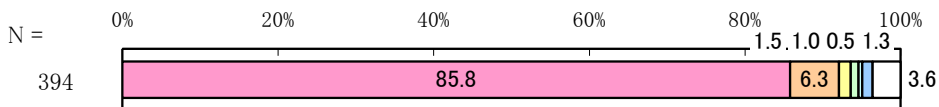


6. 災害時に援護を必要とする人への支援について

問23 あなたは、災害が発生した時にひとりで避難できますか？ (〇は1つだけ)

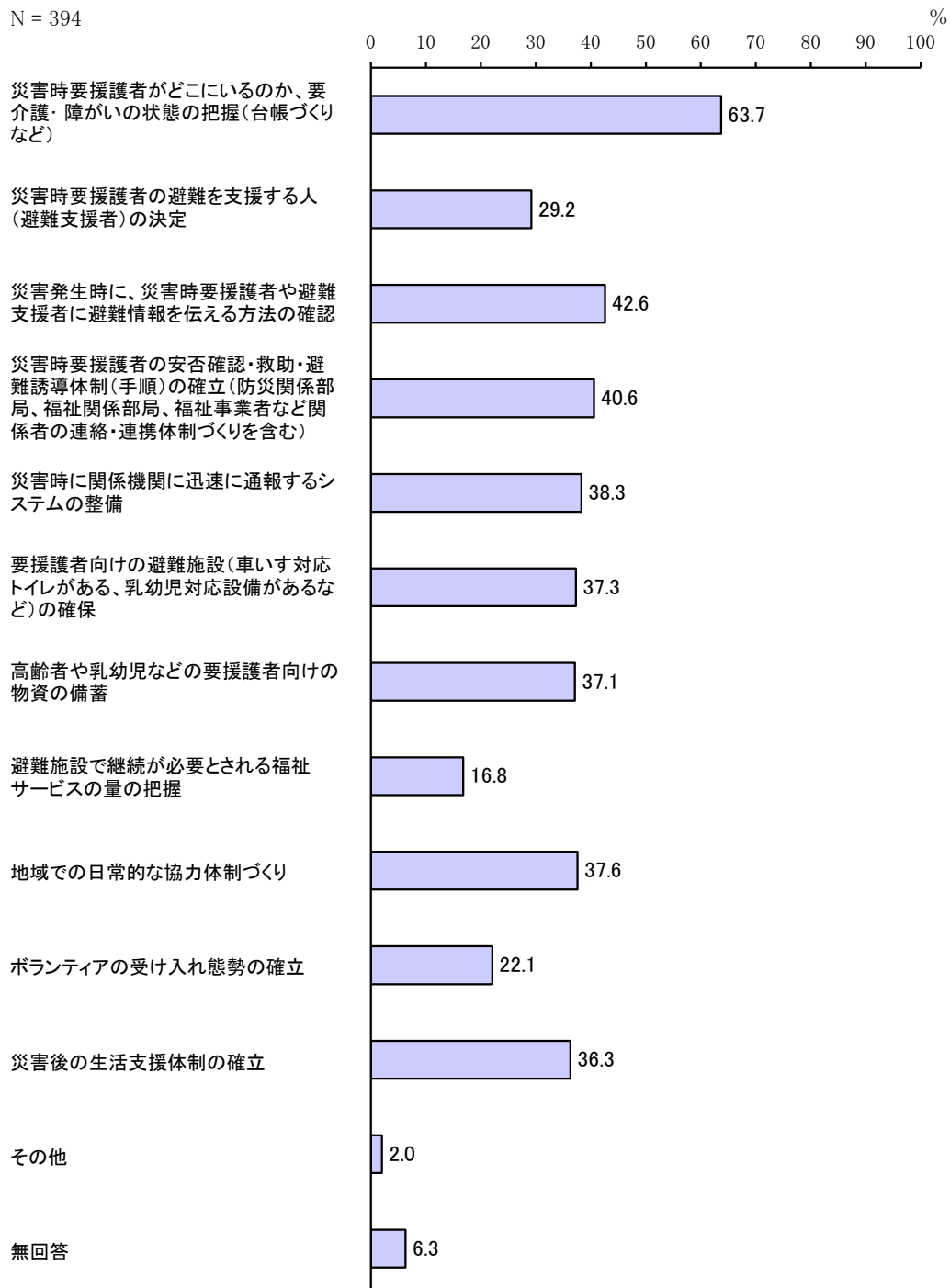
「ひとりで避難できる」の割合が85.8%と最も高くなっています。

- ひとりで避難できる
- ひとりでは避難できないが、家族が支援してくれる
- ひとりでは避難できないが、近所の人や知人が支援してくれる
- ひとりでは避難できないし、家族にも支援できる人がいない
- ひとりでは避難できないし、支援してくれる人がだれもない
- その他
- 無回答



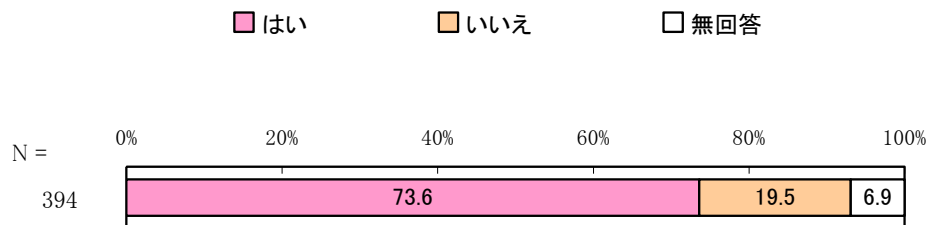
問 24 災害時に援護を必要とする人への支援対策として、何が必要だと思いますか？
 (〇はいくつでも)

「災害時要援護者がどこにいるのか、要介護・障がいの状態の把握(台帳づくりなど)」の割合が 63.7%と最も高く、次いで「災害発生時に、災害時要援護者や避難支援者に避難情報を伝える方法の確認」の割合が 42.6%、「災害時要援護者の安否確認・救助・避難誘導體制(手順)の確立(防災関係部局、福祉関係部局、福祉事業者など関係者の連絡・連携体制づくりを含む)」の割合が 40.6%となっています。



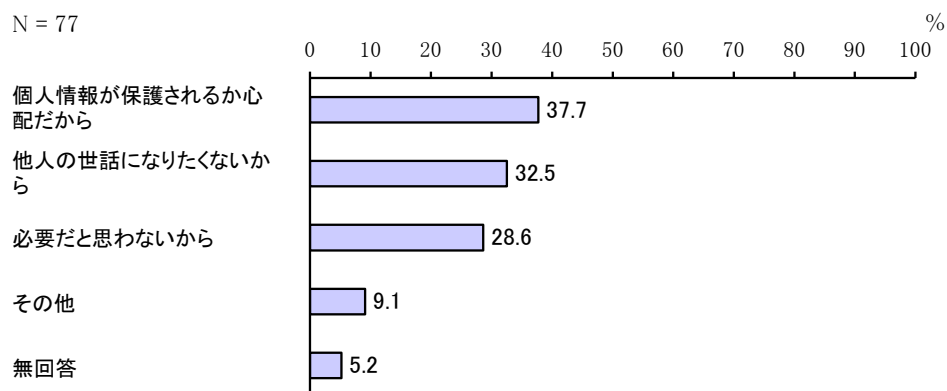
問 25 あなたは、(将来的に自分がひとり暮らしや高齢者等の災害時要援護者となったときも含めて) 災害時要援護者の個人情報に登録したいと思いますか? (登録していますか?) (○は1つだけ)

「はい」の割合が73.6%、「いいえ」の割合が19.5%となっています。



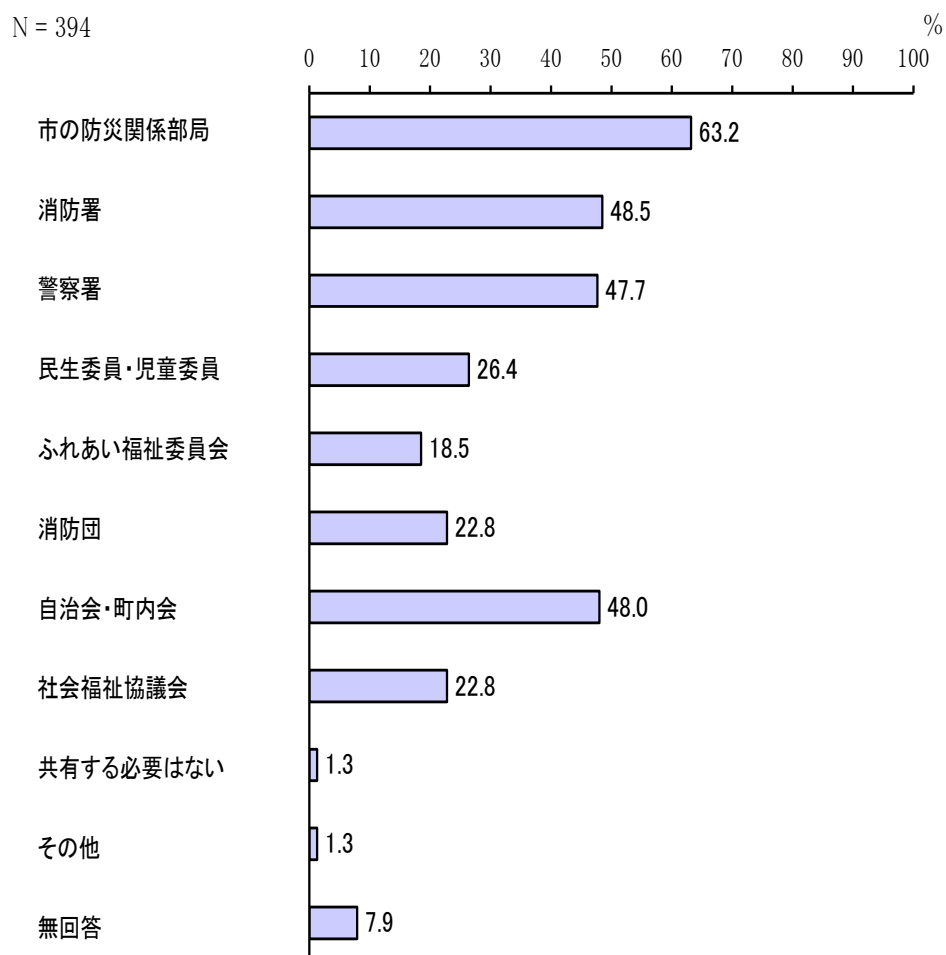
問 25-1 登録したくないと思う理由は何ですか? (○はいくつでも)

「個人情報保護されるか心配だから」の割合が37.7%と最も高く、次いで「他人の世話になりたくないから」の割合が32.5%、「必要だと思わないから」の割合が28.6%となっています。



問 26 あなたは、市が保有している災害時要援護者の個人情報を、どのような関係団体と共有しておくことが必要と思われますか？（〇はいくつでも）

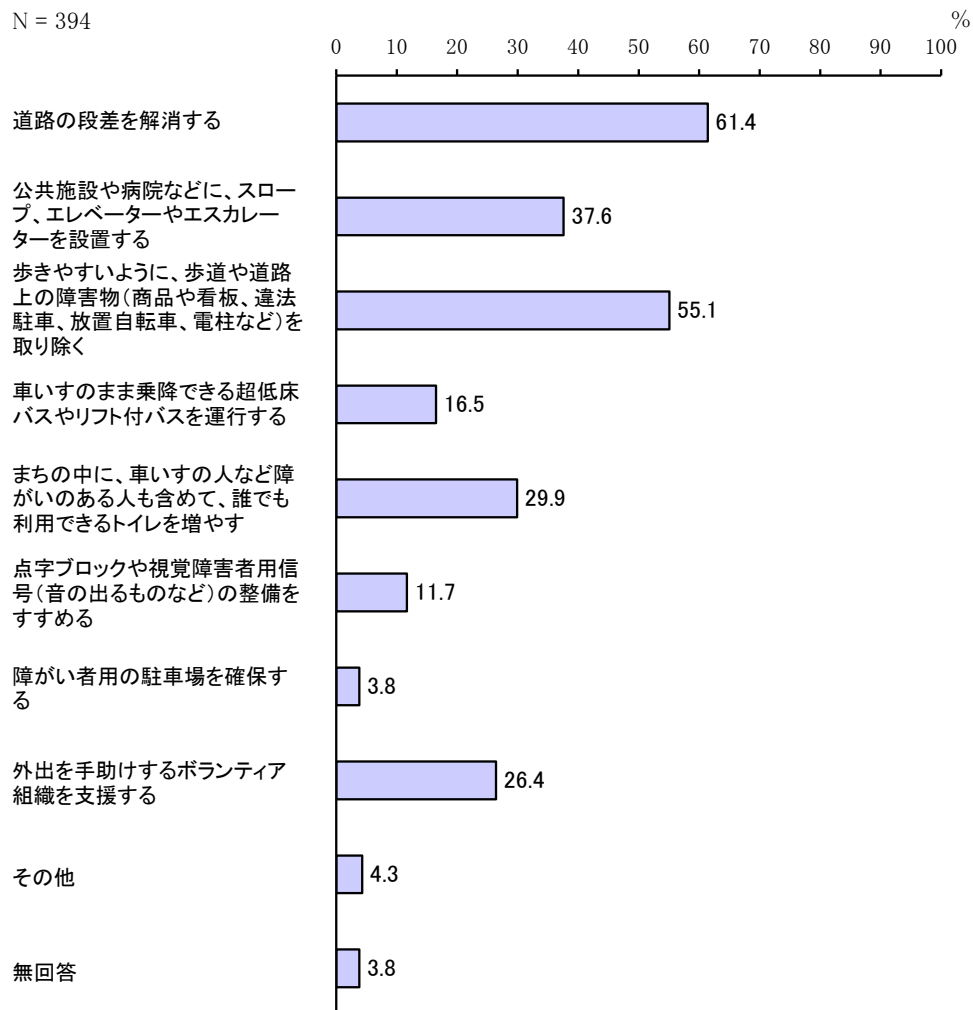
「市の防災関係部局」の割合が 63.2%と最も高く、次いで「消防署」の割合が 48.5%、「自治会・町内会」の割合が 48.0%となっています。



7. ひとにやさしいまちづくりについて

問 27 あなたは、高齢者や障がいのある人、妊婦、子ども連れなどを含めたすべての人々が外出しやすいまちづくりのためには、どのようなことが必要だと思いますか？
(〇は3つまで)

「道路の段差を解消する」の割合が 61.4%と最も高く、次いで「歩きやすいように、歩道や道路上の障害物（商品や看板、違法駐車、放置自転車、電柱など）を取り除く」の割合が 55.1%、「公共施設や病院などに、スロープ、エレベーターやエスカレーターを設置する」の割合が 37.6%となっています。

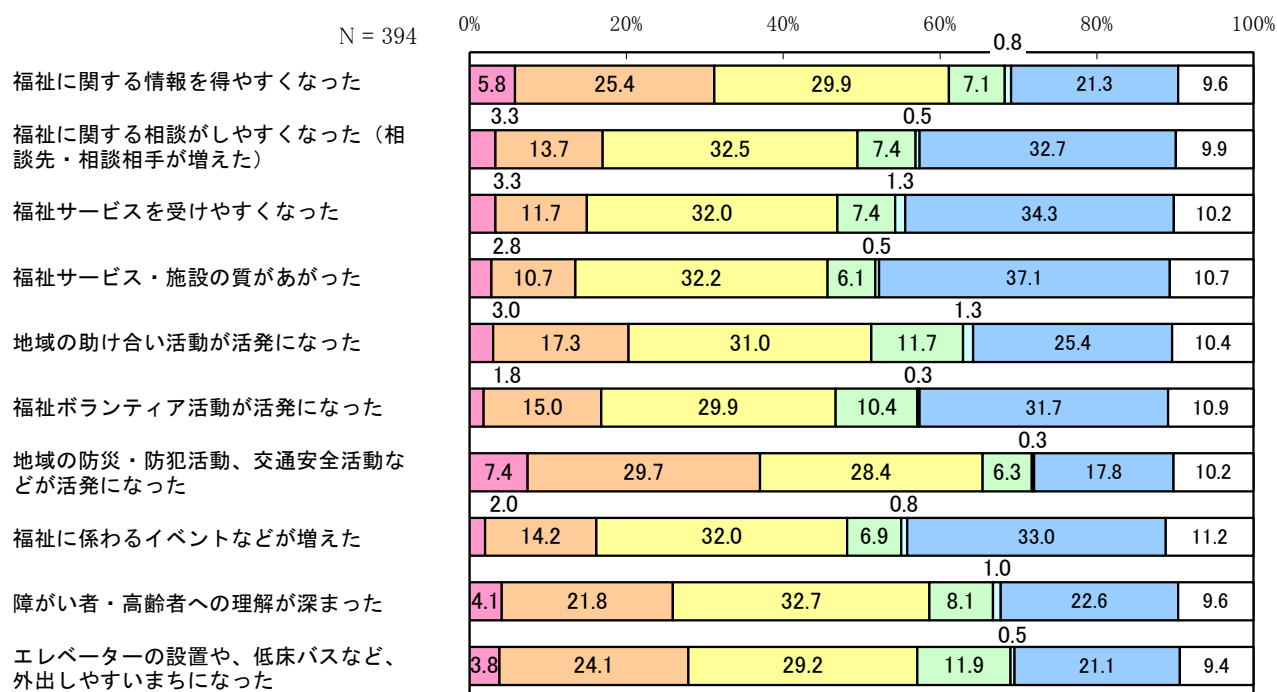


8. 地域福祉に関する施策の評価について

問 28 あきる野市に5年以上、居住している方にお伺いします。5年前にくらべて、あなたを取り巻く福祉施策はどう変わりましたか？（(ア)～(コ) それぞれに1つずつ○）

福祉に関する情報を得やすくなった、地域の防災・防犯活動、交通安全活動などが活発になったで「そう思う」と「まあそう思う」をあわせた“良くなった”の割合が高くなっています。

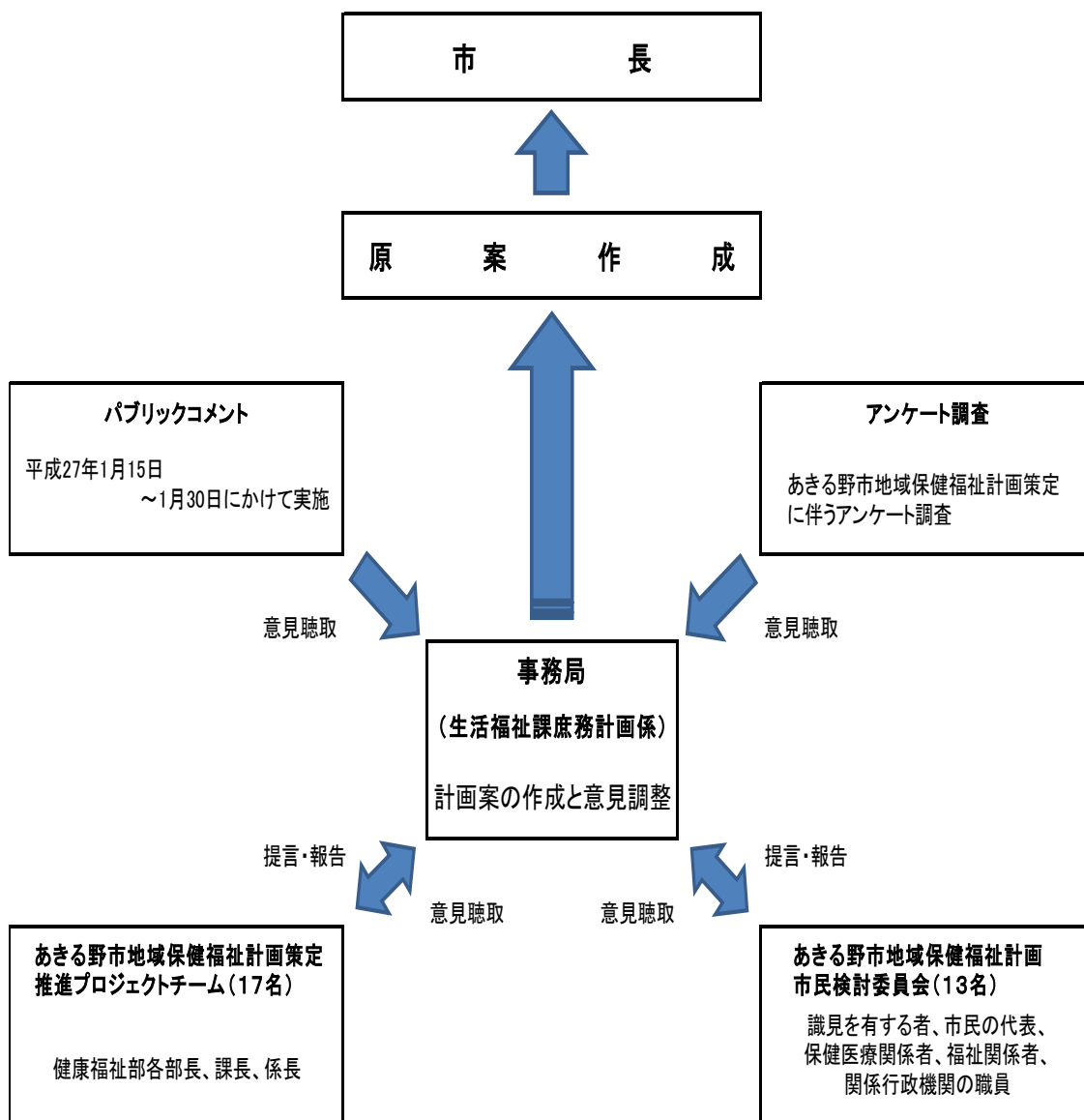
- そう思う ■ まあそう思う ■ かわらない
- そうは思わない ■ むしろ悪くなった ■ わからない
- 無回答



2 計画の策定体制

(1) あきる野市地域保健福祉計画の策定体制

あきる野市地域福祉保健計画の策定体制図



(2) あきる野市地域保健福祉計画市民検討委員会

① あきる野市地域保健福祉計画市民検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 あきる野市の保健及び福祉を総合的に推進する施策の指針として、あきる野市地域保健福祉計画（以下「福祉計画」という。）を策定するに当たり、広く市民及び関係者の意見を反映するため、あきる野市地域保健福祉計画市民検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、福祉計画の策定に関する必要な事項について検討し、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員13人以内とし、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市民の代表
- (3) 保健医療関係者
- (4) 福祉関係者
- (5) 関係行政機関の職員

2 前項第2号の委員については、公募により選考することができる。

(委嘱)

第4条 委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、第2条の規定による報告を終了したときに満了する。

(謝礼)

第6条 第3条第1項第1号から第4号までに規定する委員には、予算の範囲内で謝礼を支払う。

(役員)

第7条 委員会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 1人

2 役員は、委員の中から互選する。

(役員職務)

第8条 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 委員会は、必要の都度、会議を開催するものとし、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、健康福祉部生活福祉課において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

② あきる野市地域保健福祉計画市民検討委員会名簿

(敬称略、順不同)

NO	氏 名	所 属 等	備 考
1	小 机 敏 昭	あきる野市医師会会長	委員長
2	坂 本 栄 司	あきる野市社会福祉協議会会長	副委員長
3	菱 沼 幹 男	日本社会事業大学准教授	
4	岩 崎 拓 哉	市民の代表	
5	小 川 和 子	市民の代表	
6	溝 口 正 恵	あきる野市民生児童委員協議会会長	
7	伊 東 満 子	あきる野市健康づくり市民推進委員会会長	
8	今 秀 行	あきる野市民間保育園園長会	
9	岸 野 敏 明	あきる野市障害者団体連絡協議会運営委員	
10	中 嶋 求	あきる野市障害者団体連絡協議会運営委員	
11	仲宗根 京 子	あきる野市介護事業者連絡協議会副会長	
12	渡 辺 貞 重	あきる野市高齢者クラブ連合会会長	
13	前 田 修	青梅公共職業安定所次長	

(3) あきる野市地域保健福祉計画策定推進プロジェクトチーム

① あきる野市地域保健福祉計画策定推進プロジェクトチーム設置要領

第1 目的及び設置

あきる野市の保健及び福祉を総合的に推進する施策の指針として、あきる野市地域保健福祉計画（以下「福祉計画」という。）を策定するに当たり、あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、あきる野市障害者福祉計画、めざせ健康あきる野21、子ども・子育て支援事業計画等の各種計画との整合性を図るとともに、効率的かつ効果的な策定を推進するため、あきる野市地域保健福祉計画策定推進プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

第2 所掌事項

プロジェクトチームは、第1の目的を達成するため、次に掲げる事項について、調査、検討等を行う。

- (1) 地域福祉に関すること。
- (2) 障害者福祉に関すること。
- (3) 高齢者福祉に関すること。
- (4) 児童福祉に関すること。
- (5) 健康づくりに関すること。
- (6) その他福祉計画の策定に関すること。

第3 組織

プロジェクトチームは、健康福祉部長、健康福祉部子育て担当部長、同部生活福祉課課長及び同課庶務計画係長、同部障がい者支援課課長及び同課障がい者相談係長、同部高齢者支援課課長、同課高齢者支援係長及び同課介護保険係長、同部子育て支援課課長及び同課子育て支援係長、同部児童課課長、同課児童館担当課長、同課保育係長及び同課児童館係長並びに同部健康課課長及び同課健康づくり係長をもって組織する。

第4 任期

メンバーの任期は、福祉計画の策定が終了したときに満了する。

第5 役員等

プロジェクトチームに、次に掲げる役員を置く。

- (1) リーダー 健康福祉部長
 - (2) サブリーダー 子育て担当部長
- 2 リーダーは、プロジェクトチームを総括し、代表する。
 - 3 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるときは、その

職務を代理する。

第6 会議

プロジェクトチームの会議は、必要の都度開催するものとし、リーダーが招集する。

- 2 会議の議長は、リーダーをもって充てる。
- 3 リーダーは、必要があると認めるときは、会議に関係職員等の出席を求め意見を聴くことができる。

第7 庶務

プロジェクトチームの庶務は、健康福祉部生活福祉課において処理する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成26年4月10日から施行する。
(この要領の失効)
- 2 この要領は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

② あきる野市地域保健福祉計画策定推進プロジェクトチーム名簿

(敬称略、順不同)

NO	氏 名	所 属 等	備 考
1	宮 田 賢 吾	健康福祉部長	リーダー
2	田 中 信 行	子育て担当部長	サブリーダー
3	町 田 加 奈 枝	子育て支援課長	
4	一 瀬 秀 和	子育て支援課子育て支援係長	
5	加 藤 多 香 之	児童課長	
6	平 野 泰 弘	児童館担当課長	
7	野 沢 博 之	児童課保育係長	
8	田 中 紀 秀	児童課児童館係長	
9	中 村 茂	障がい者支援課長	
10	小 澤 和 弘	障がい者支援課障がい者相談係長	
11	角 田 一	高齢者支援課長	
12	山 下 和 雄	高齢者支援課高齢者支援係長	
13	木住野 芳 夫	高齢者支援課介護保険係長	
14	小 澤 豊	健康課長	
15	鈴 木 修	健康課健康づくり係課長補佐	
16	渡 邊 浩 二	生活福祉課長	庶 務
17	岩 崎 喜 信	生活福祉課庶務計画係課長補佐	
18	中 村 大 輔	生活福祉課庶務計画係主事	

3 計画の策定経過

あきる野市地域保健福祉計画を策定するまでに、「あきる野市地域保健福祉計画策定推進プロジェクトチーム会議」と「あきる野市地域保健福祉計画市民検討委員会」を5回ずつ実施した。

会議については、それぞれの会議で行った協議事項を次の会議に反映させ、更に検討を重ねる方法で行った。また、事務局と担当課とのヒアリングや担当課長補佐・係長会議を実施し、内容の確認等を行った。

日 時	内 容
平成 26 年 5 月 15 日	第 1 回 あきる野市地域保健福祉計画策定推進プロジェクトチーム会議 【議題】 ・ 現計画の実施状況等について ・ 新たな計画を策定するにあたって ・ 計画策定までのスケジュールについて ・ アンケート調査の実施について
平成 26 年 5 月 22 日	第 1 回 あきる野市地域保健福祉計画市民検討委員会 ・ 委嘱書の交付 ・ 委員長及び副委員長の選出 【議題】 ・ 現計画の実施状況等について ・ 新たな計画を策定するにあたって ・ 計画策定までのスケジュールについて ・ アンケート調査の実施について
平成 26 年 6 月 6 日～ 6 月 23 日	市民アンケートの実施
平成 26 年 6 月下旬～ 7 月上旬	担当課への調査① ・ 「第 1 回 あきる野市地域保健福祉計画市民検討委員会」での意見を受け、現計画の実施状況について、担当課へ調査を依頼 ・ 地域保健福祉計画素案への記載事項について確認を依頼

<p>平成 26 年 7 月 10 日</p>	<p>第 2 回 あきる野市地域保健福祉計画策定推進プロジェクトチーム会議 【議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第 1 回 あきる野市地域保健福祉計画市民検討委員会」の報告について ・アンケート調査について ・地域保健福祉計画素案（第 1 章・第 3 章～第 5 章）の内容及び構成の検討について
<p>平成 26 年 7 月 24 日</p>	<p>第 2 回 あきる野市地域保健福祉計画市民検討委員会 【議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第 2 回 あきる野市地域保健福祉計画策定推進プロジェクトチーム会議」の報告について ・アンケート調査について ・地域保健福祉計画素案（第 1 章・第 3 章～第 5 章）の内容及び構成の検討について
<p>平成 26 年 8 月上旬～ 8 月中旬</p>	<p>担当課への調査②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第 2 回 あきる野市地域保健福祉計画市民検討委員会」での意見を受け、「第 5 章 施策の展開」に記載のある各課の取組み等について確認を依頼 ・「あきる野市総合計画」及び各担当課で独自に策定する計画について、本計画との整合性の確認を依頼
<p>平成 26 年 9 月 19 日</p>	<p>第 3 回 あきる野市地域保健福祉計画策定推進プロジェクトチーム会議 【議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第 2 回 あきる野市地域保健福祉計画市民検討委員会」の報告について ・地域保健福祉計画素案（第 1 章～第 5 章）の内容及び構成の検討について
<p>平成 26 年 10 月 2 日</p>	<p>第 3 回 あきる野市地域保健福祉計画市民検討委員会 【議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第 3 回 あきる野市地域保健福祉計画策定推進プロジェクトチーム会議」の報告について ・地域保健福祉計画素案（第 1 章～第 5 章）の内容及び構成の検討について
<p>平成 26 年 10 月 27 日</p>	<p>担当課への調査③（担当課長補佐・係長会議）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第 3 章」及び「第 5 章」の内容と構成について、各担当課に確認を依頼 ・「資料編」の内容及び構成について、意見交換を実施

<p>平成 26 年 11 月 10 日</p>	<p>第 4 回 あきる野市地域保健福祉計画策定推進プロジェクトチーム会議 【議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第 3 回 あきる野市地域保健福祉計画市民検討委員会」の報告について ・地域保健福祉計画素案（第 1 章～第 5 章）の内容及び構成の修正点について ・「資料編」の内容及び構成について
<p>平成 26 年 11 月 20 日</p>	<p>第 4 回 あきる野市地域保健福祉計画市民検討委員会 【議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第 4 回 あきる野市地域保健福祉計画策定推進プロジェクトチーム会議」の報告について ・地域保健福祉計画素案（第 1 章～第 5 章）の内容及び構成の確認について ・地域保健福祉計画素案（資料編）の内容及び構成の検討について
<p>平成 27 年 1 月 15 日～ 1 月 30 日</p>	<p>パブリックコメントの実施</p>
<p>平成 27 年 2 月 6 日</p>	<p>第 5 回 あきる野市地域保健福祉計画策定推進プロジェクトチーム会議 【議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの実施結果及び回答案について ・今後のスケジュールについて
<p>平成 27 年 2 月 12 日</p>	<p>第 5 回 あきる野市地域保健福祉計画市民検討委員会 【議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの実施結果及び回答案について ・計画案の修正について ・今後のスケジュールについて

4 用語の説明

【あ行】

あきる野安心メール・・・P37（＊18）

あきる野市の防災、防犯などに関する情報を電子メールにより配信するサービス

運動器症候群（ロコモティブシンドローム）・・・P32（＊12）

「運動器の障がい」により「要介護」になるリスクが高まる状態のこと。

【か行】

学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）・・・P13（＊2）、P51（＊39）

児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童（放課後児童）に対し、授業の終了後等に児童館等を利用して適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とした事業

健康づくり市民推進委員会・・・P32（＊11）、P41（＊23）

地域における健康づくり事業を総合的に推進し、市民の健康づくりを図るため、町内会・自治会から推薦された委員で構成された組織

合計特殊出生率・・・P7（＊1）

一人の女性が一生に産む子どもの平均数（15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計）

高齢者虐待防止ネットワーク会議・・・P45（＊29）

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、養護者による高齢者への虐待防止、虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に行うため、関係機関や民間団体等で連携協力体制の強化を図るための会議

子ども家庭支援センター・・・P14（＊3）、P45（＊28）、P46（＊34）

子どもの健やかな成長及び福祉の向上を図るため、子ども及び家庭に関する総合相談、子育て支援サービスの調整、子育て講座の開催、子育てグループ等の育成及び支援を行う機関

【さ行】

災害時要援護者登録制度・・・P37（＊15）

災害時に自らを守るために安全な場所に避難するなど、一連の行動をとる際に支援を要する人々を災害時要援護者という。その災害時要援護者を事前に登録し、迅速かつ的確な救助活動等ができるようにすることを目的とした制度

脂質異常症・・・P22（＊9）

血液中の中性脂肪（トリグリセライド）・LDL（悪玉）コレステロールが多い、又は、HDL（善玉）コレステロールが少ない状態となること。

就労自立促進事業・・・P48（＊37）

生活保護受給者を対象に、ハローワークと自治体の協定による連携を基盤としたチーム支援方式により、支援対象者の就労による自立の促進を図る事業

障害者虐待防止ネットワーク会議・・・P45（＊30）

「障害者虐待の防止、障がい者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、養護者による障がい者への虐待防止、虐待を受けた障がい者の保護及び養護者に対する支援を適切に行うため、関係機関や民間団体等で連携協力体制の強化を図るための会議

障害者雇用納付金制度・・・P16（＊5）

障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図るとともに、全体としての障害者の雇用水準を引き上げることを目的に、納付金の徴収、調整金や報奨金等の各種助成金の支給を行う制度。平成 27 年 4 月から本制度の対象範囲が、常時雇用する労働者数が 100 人を超える事業主へと拡大される。

障がい者就労・生活支援センター・・・P17（＊6）、P46（＊32）、P48（＊36）

障がい者の自立と社会参加の促進を図ることを目的に、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行う機関

生活困窮者自立支援法・・・P26（＊10）、P48（＊38）

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる法律（平成27年4月1日施行）

精神障害者地域活動支援センター・・・P18（＊7）、P46（＊33）

精神障がい者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図ることを目的に、日常生活の支援や地域交流活動等を総合的に行う機関

成年後見人制度・・・P47（＊35）

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などの人に対して、財産管理や身の回りの世話のための介護サービスや施設への入所に関する契約、遺産分割の協議などを支援し、それらの人を保護する制度

【た行】

地域包括支援センター・・・P21（＊8）、P46（＊31）

介護保険法に基づき設置する地域住民の保健・福祉・医療の向上や虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。あきる野市では、秋川地区と五日市地区それぞれに1か所ずつ設置されている。

【な行】

内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）・・・P33（＊13）

内臓の周りに脂肪がたまる肥満（内臓脂肪型肥満）に加えて、高血圧、高血糖及び脂質異常のうち2つ以上をもっている状態のこと。

二次救急医療体制・・・P35（＊14）

入院治療を必要とする重症患者に対応する医療機関。都道府県が定めた医療圏（二次医療圏）ごとに整備される。

【は行】

バリアフリー・・・P28、P39（*20）、P52（*40）

障がいのある人などが社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去すること。段差等の物理的な障壁だけでなく、制度的な障壁、文化・情報面の障壁、意識上の障壁など、全ての障壁の除去という意味でも用いられる。

ファミリー・サポート・センター・・・P15（*4）

育児の援助をしたい人（提供会員）と、育児の援助をしてほしい人（依頼会員）が会員となり、地域の中で子どもたちが健やかに育っていけるよう子どもの預かりなどの援助活動を支援する機関

ふれあい福祉委員会・・・P41（*24）、P44（*26）

あきる野市社会福祉協議会で組織する町内会・自治会単位での地域福祉の充実を図ることを目的とした組織

防災・安心地域委員会・・・P37（*17）、P41（*22）、P44（*27）

旧市町村単位の7地区それぞれに組織された自主防災組織。町内会・自治会役員をはじめ、民生委員・児童委員、消防団、防犯協会、交通安全協会、PTA等各種団体の代表者により構成されている。

【ま行】

民生委員・児童委員（民生児童委員協議会）

・・・P37（*16）、P41（*21）、P43（*25）

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、福祉の相談助言活動に従事する人をいう。さらに、民生委員は、児童福祉法における「児童委員」を兼ねており、「民生委員・児童委員」とも呼ばれる。また、民生委員・児童委員からなる組織を「民生児童委員協議会」と呼ぶ。

【や行】

ユニバーサルデザイン・・・P39（*19）

障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方